

平成22年 9 月宮崎県定例県議会
文教警察企業常任委員会会議録

平成22年 9 月16日～17日

場 所 第3委員会室

平成22年 9月16日（木曜日）

午前10時1分開会

会議に付託された議案等

- 議案第1号 平成22年度宮崎県一般会計補正
予算（第7号）
- 議案第3号 平成22年度宮崎県公営企業会計
（電気事業）補正予算（第1号）
- 議案第12号 宮崎県育英資金貸与条例の一部
を改正する条例
- 報告事項
 - ・損害賠償額を定めたことについて（別紙1）
 - ・平成21年度宮崎県公営企業会計（電気事業）
継続費精算報告書（別紙3）
- 教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経
営に関する調査
- その他報告事項
 - ・県内の暴力団排除活動の推進状況について
 - ・交通事故の現状と事故防止対策について
 - ・教育に関する事務の管理及び執行の状況の点
検及び評価について
 - ・「全国高総文祭みやざき2010」の結果につ
いて
 - ・全国高等学校総合体育大会の結果について
 - ・全国中学校体育大会の結果について
 - ・企業局経営ビジョンの成果と課題について
 - ・県民ゴルフ場における口蹄疫復興応援につい
て
 - ・県民ゴルフ場開業20周年記念コンペの開催に
ついて

出席委員（7人）

委員 長 満 行 潤 一
副委員 長 黒 木 正 一

委員 萩 原 耕 三
委員 中 野 一 則
委員 宮 原 義 久
委員 松 田 勝 則
委員 長 友 安 弘

欠席委員（なし）
委員外議員（なし）

説明のため出席した者

警察本部

警 察 本 部 長 鶴 見 雅 男
警 務 部 長 根 本 純 史
警務部参事官兼
首 席 監 察 官 長 友 重 徳
生 活 安 全 部 長 横 山 登
刑 事 部 長 柄 本 重 敏
交 通 部 長 椎 葉 今 朝 邦
警 備 部 長 中 原 雅 男
警務部参事官兼
会 計 課 長 日 高 昭 二
警 務 部 参 事 官 兼
警 務 課 長 深 田 周 作
生活安全部参事官兼
生活安全企画課長 大 町 正 行
生活安全部参事官兼
地 域 課 長 中 園 雅 夫
刑 事 部 参 事 官 兼
生活安全部参事官 田 中 誠 一
総 務 課 長 黒 木 典 明
少 年 課 長 大 野 俊 朗
交 通 規 制 課 長 杉 田 定 光
運 転 免 許 課 長 仁 田 脇 貞 治

教育委員会

教 育 長 渡 辺 義 人
教 育 次 長
（ 総 括 ） 米 原 隆 夫
教 育 次 長
（ 教 育 政 策 担 当 ） 飛 田 洋

教 育 次 長 (教育振興担当)	二 見 俊 一
総 務 課 長	安 田 宏 士
政 策 企 画 監	吉 村 久 美 子
財 務 福 利 課 長	福 永 展 幸
学 校 政 策 課 長	児 玉 淳 郎
学 校 支 援 監	山 本 真 司
全国高等学校総合 文化祭推進室長	稲 元 雅 彦
特別支援教育室長	武 富 志 郎
教 職 員 課 長	阿 南 信 夫
生 涯 学 習 課 長	興 梶 正 明
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	川 崎 重 雄
文 化 財 課 長	清 野 勉
人 権 同 和 教 育 室 長	中 原 邦 博

企業局

企 業 局 長	濱 砂 公 一
副 局 長 (総 括)	持 原 道 雄
副 局 長 (技 術)	山 崎 芳 樹
総 務 課 長	吉 田 親 志
経 営 企 画 監	新 穂 伸 一
工 務 課 長	相 葉 利 晴
電 気 課 長	本 田 博
施 設 管 理 課 長	白 ヶ 澤 宗 一
総 合 制 御 課 長	山 下 雄 一

事務局職員出席者

政策調査課主幹	坂 元 修 一
議事課主幹	阿 萬 慎 治

○満行委員長 ただいまから文教警察企業常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。
お手元に配付いたしました日程案のとおりで

よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○満行委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時3分再開

○満行委員長 それでは、委員会を再開いたします。

本委員に付託されました議案等について、本部長並びに関係部長の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○鶴見警察本部長 警察本部関係、本日もよろしくお願ひ申し上げます。

口蹄疫も、発生以来約4カ月を要しましてようやく終息宣言に至りましたが、この間の警察活動に対しまして、多大の御支援、御理解をいただきまして、まことにありがとうございました。

本県警察のみならず、全国20都府県から延べ約2万3,000人の特別派遣部隊の応援を得ながら主要消毒ポイントにおける交通誘導、それから義援金支給場所における警戒活動など、まさに全国警察が一丸となって各種の支援活動を講じてまいりました。現在、県を挙げて口蹄疫からの再生復興に向けたさまざまな取り組みがなされておりますが、やはりその根底には良好な治安の維持、これが不可欠だと考えております。

警察といたしましては、引き続き、安全で安心な県民生活を確保するため、県警の総合力を結集した警察活動を推進してまいり所存でございます。委員の皆様のお一層の御指導、御支援をいただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

げます。

さて、本日御審議をいただきます公安委員会関係の議案につきましては、予算議案では「平成22年度宮崎県一般会計補正予算」、それから報告といたしまして「損害賠償額を定めたことについて」、さらにその他の報告といたしまして「県内の暴力団排除活動の推進状況」と、「交通事故の現状と事故防止対策」、これにつきまして、それぞれ担当部長から報告をさせますので、御審議のほどをよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○根本警務部長 それでは、平成22年9月定例県議会提出の議案第1号「平成22年度宮崎県一般会計補正予算」（第7号）の公安委員会関係につきまして、御説明をさせていただきます。

まず、お手元の資料の議案書でございます。平成22年9月定例県議会提出議案の4ページの9の警察費という欄をごらんいただきたいと思います。今回の補正は、警察管理費の629万2,000円の増額補正でございます。これは、本県において発生しました口蹄疫の防疫対策のために出動しました本県機動隊員の超過勤務手当の増額補正をお願いするものでございます。この内容につきまして、さらにお手元の資料でございますけれども、歳出予算説明資料がございます。この歳出予算説明資料の151ページをお開きいただきたいと思います。

まず初めに、都道府県警察に要する経費について若干説明をさせていただきます。都道府県警察に要する経費につきましては、原則として都道府県が負担することになっておりますけれども、特定の国家的性格を有する警察活動に係る経費につきましては、国費で負担すること、及び都道府県の負担する経費について、国がその一部を補助することとされております。した

がって、都道府県警察に要する経費につきましては、国費と純県費、それから県費のうち国庫補助対象となる経費の3本立てとなっているところでございます。

今回、補正をお願いします機動隊超過勤務手当でございますけれども、これは、警察法施行令第3条第3項によりまして、騒乱、大規模な災害、その他の場合における警備のための出動に係る機動隊員の超過勤務手当について、国は、都道府県に対し、部隊の警察官の人員、超過勤務時間等を基準として算出した所要額を補助すると規定されておりまして、災害警備等における機動隊員の部隊出動に伴う超過勤務手当は国庫補助対象経費となっております。

今回の口蹄疫に関しまして、本県の機動隊員による県外特別派遣部隊の受援活動でありますとか、消毒ポイントでの警戒・警備によって生じた超過勤務手当、これが全額国庫補助対象となりますことから、こうした超過勤務実績に基づき算出した手当629万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。予算関係は以上でございます。

続きまして、平成22年9月定例県議会提出報告書の損害賠償額を定めたことについて御説明をいたします。これもお手元の資料、平成22年9月定例県議会提出報告書の3ページの上から1番目の事案でございます。これは宮崎南警察署の警察官が公用バイクを運転している際に、ハンドル操作を誤りまして、信号交差点の手前で停車中の車両の左のミラーにバイクの右ミラーを接触させたという交通事故でございます。これに伴って、車の修理費用として2万916円を県費で支払ったものでございます。私からの説明は以上でございます。

○柄本刑事部長 それでは、県内の暴力団排除

活動の推進状況について御報告いたします。

現在、本県におきまして「宮崎県暴力団排除条例」の制定を検討中でありまして、今回は、暴力団排除対策の一環としての暴力団排除条例の制定に関する取り組みを中心に説明させていただきます。

お手元の資料1をごらんください。まず、暴力団情勢についてであります。全国には指定暴力団22団体、暴力団構成員等約8万900人、本県内には六代目山口組傘下の14組織、約330人の暴力団構成員等を把握しております。県内の暴力団組織は、すべて六代目山口組傘下組織で、全国的な傾向と同様に、組織実態の隠ぺい化傾向を強め、覚せい剤の密売、恐喝、賭博等の伝統的犯罪のほか、企業や行政機関を対象とした不当要求、振り込め詐欺など、時代の変化に応じたさまざまな資金獲得犯罪を行い、その勢力拡大を図っております。

さらに、近年は、県外に本拠地を置く暴力団が本県での利権獲得を求めて進出する動きも見られ、今後、各業界への介入や県内の既存の暴力団との摩擦が懸念される場所でもあります。

このような情勢のもと、現在まで暴力団に対する取り締まりとあわせ、自治体における公共工事や公営住宅からの暴力団排除、また、証券業界・銀行業界等との暴力団排除に係る連絡協議会の設立など、暴力団排除に係る各種の取り組みを推進してきたところであります。

しかしながら、こうした取り組みを実施しているものの、暴力団情勢は、不透明化を深めるなど厳しさを増しており、抜本的な暴力団排除対策が急務となっている現状にあります。

次に、2の暴力団排除条例制定の意義、目的、概要について説明いたします。

今後の暴力団排除対策は、これまでの警察対

暴力団という構図から、社会対暴力団という構図への積極的な転換を進め、社会全体で暴力団を排除する態勢を整備することが極めて重要で、住民や自治体、関係機関、事業者との連携を強化し、社会が一体となった取り組みの徹底を図る必要があります。その意味でも、暴力団排除の施策を幅広く盛り込んだ県条例の制定は、暴力団対策の根幹をなす大きな意義を持つものであると考えております。

また、その目的としては、条例で暴力団排除に関する基本理念を定め、県及び県民等の役割を明らかにするとともに、暴力団排除に関する基本的施策等を定めることで、暴力団排除活動を効果的に推進し、県民の安全で平穏な生活を確保することです。

このたび、県民の皆様の意見を参考とするために、条例制定に向けて、1,144人にアンケートを実施しましたが、暴力団について、「許されない存在」、「怖いと感じる」と答えた方が9割を超え、また、暴力団排除を目的とした条例の制定について、「必要ない」と答えた方はわずか1%と、大半の方が条例の必要性を認識していることが明らかになったところであります。

それでは、条例案の概要について御説明いたします。お手元の資料1に添付してあります「宮崎県暴力団排除条例（案）」の概要をごらんください。

まず、第1章として、暴力団の排除を推進する上での基本理念、県及び県民の責務等を規定し、県民等すべてが一丸となり、暴力団の排除に取り組むべき姿勢を示すこととしております。

第2章は、暴力団の排除に関する基本的施策についてであります。ここでは、県の事務事業からの暴力団排除や警察による保護措置、県民等に対する支援、広報啓発活動等の規定になり、

具体的には、県の事務事業が暴力団の勢力維持・拡大に資することのないよう措置を講ずること、また、暴力団から危害を受けるおそれがある者への保護対策の実施や暴力団員に対する訴訟に関する支援などであります。

第3章は、青少年の健全な育成を図るための措置についてであります。ここでは学校の学生や青少年に対する暴力団排除に関する教育の実施、及び学校等の周囲200メートル区域内における暴力団事務所の開設・運営の禁止を規定することとしています。

先ほどの県民アンケートの結果、暴力団を許されない反社会的集団と答えた方の年代別は、50代で約72%、40代で約65%、30代で53%、20代で30%と若年層ほど暴力団を社会悪と思っていない傾向が判明し、青少年に対して暴力団排除の教育を行い、その反社会性を認識させ、暴力団への加入防止や、暴力団員による犯罪からの被害防止を図る必要があります。この部分は、将来に向けての息の長い暴力団排除対策となります。

第4章は、暴力団員等に対する利益供与の禁止等についてであります。これは、事業者が、暴力団の威力を利用する目的または利用したことに関して暴力団等に対して利益を供与することを禁止するほか、取引の相手方が暴力団員等でないことを確認するよう努めなければならぬということの規定するものであります。

第5章は、逆に、暴力団員等が利益の供与を受けることを禁止した規定になります。ここでは、暴力団員等が、情を知って、事業者から暴力団の威力利用の対価として、あるいは暴力団の活動等に協力する目的でなされる利益の供与を受けることを禁止しております。

第6章は、不動産の譲渡等をしようとする者

の講ずべき措置についてであります。これは、不動産の譲渡等をしようとする者及びその代理、または媒介をする者は、譲渡等をしようとする不動産が、暴力団事務所として利用されることを知って譲渡等を行うことを禁止した規定となっています。

第7章は、義務違反者に対する措置についてであります。さきに説明いたしました第4章から第6章までの規定に係る義務違反者に対し、公安委員会が調査、勧告、公表することができる旨を規定したもので、第8章では、この調査、勧告、公表の方法など、条例の施行に必要な事項を公安委員会規則で定めることを規定することとしております。

第9章が罰則に関する規定になります。第3章に規定した学校施設等の周囲200メートル区域内に暴力団事務所を新たに開設・運営した者に対して、1年以下の懲役または50万円以下の罰金を予定しております。

本条例制定の効果であります。県民が条例を盾として暴力団の要求を拒否できるようになるなど、暴力団排除活動をより積極的に推進する契機ともなるとともに、本条例の積極的な適用に努めることにより、暴力団の存在基盤の解体につながる効果が期待できると認識しております。

最後に、全国における条例制定の動き及び本県における今後の予定についてであります。こうした暴力団排除条例については、福岡県、佐賀県、長崎県、鹿児島県、愛媛県、京都府で既に制定されておまして、現在、その他の都道府県においても、本年度内の制定に向け、作業中であります。

本県では、今後、9月中旬から約1カ月間、パブリックコメントを実施した後、来年2月の

議会に上程予定でありまして、可決されれば、関係法規の制定や県民の皆様へ周知するための期間などを考慮し、施行日は、平成23年8月1日を予定しております。本件については以上であります。

○椎葉交通部長 引き続きまして、交通事故の現状と事故防止対策につきまして、お手元の資料2に基づいて御説明をいたします。

交通事故の現状の説明に入る前に、交通事故死者数の推移について、若干触れておきたいと思っております。

1のグラフを見ていただきたいと思っておりますが、このグラフは、本県における交通事故死者数が過去最高であった昭和47年と、平成17年から21年までの過去5年間、及び本年8月末までの全国と本県の死者数をあらわしたものであります。全国の死者数を棒グラフ、本県の死者数を折れ線グラフであらわしておりますが、この数値と過去の統計資料をもとに、交通事故死者数の推移について申し上げますと、4点ほどあるんですけれども、その1つが全国における交通事故死者数は、昭和45年に16,765人を記録いたしましたが、その後は減少に転じ、過去5年間でも連続して減少して、昨年は、昭和27年以来57年ぶりの4,000人台となっております。2つ目が本県における交通事故死者数は、昭和47年の171人が過去最高でありまして、当時は2日に1人が死亡するという極めて深刻な状況にありましたけれども、昨年は、当時の4割近くにまで減少しております。3つ目は、本県の過去5年間は、増減を繰り返している状況の中で、昨年の死者数は73名となりましたけれども、ここ50年間では3番目に低い死者数であったと、そしてもう一点が、過去5年間の平均死者数を見ますと75人、過去10年間の平均では84人となっております。

りまして、死者数は確実に右肩下がりの状態になっているということ等が御理解いただけたと思います。免許人口や車両台数の増加などによって、道路交通を取り巻く環境が年々厳しくなっておりますが、その中で、交通事故死者数が着実に減少している状況、これはこれまでに推進してまいりました幾多の交通安全対策が効を奏しているというほかはありません。これからも県民一体となった交通安全対策を継続していくことが重要だというふうに考えております。

次に、2の交通事故の現状についてであります。

この表は、本年8月末現在の交通事故の発生状況を表にしたものであります。上段が全国、下段が県内の状況であります。左のほうから発生件数、死者数、負傷者数、及び昨年同期と比較しての増減数を見ていただければおわかりのように、全国、本県とも発生件数、死者数、負傷者数すべてにおいて減少をしております。特に、本県の死者数は、前年同期より25%減少しております。この減少率は、福井県に次いで全国ベスト2位の成績となっております。ちなみに、昨日現在でもマイナス13名で、減少率は26.5%になっております。ベスト2位をキープしております。ただ、65歳以上の高齢者の死者につきましては、8月末で全国で54名、本県でも5名増加しております。憂慮すべき状況にあります。

次に、交通事故の傾向についてであります。

(1)の発生時間帯別ですが、昼間に多く発生しており、約8割を占めております。昼間が多いのは、昼間のほうが交通量や人出が圧倒的に多く、それに比例した結果だというふうに考えております。

(2)の、年代別の死者数ですが、例年は5

割前後を占める高齢者の死者数が本年は6割を超えております。全人口に占める高齢者の比率が本県では約26%であることからしますと、相当高い死亡率ということが言えます。

(3)の原因別では、前方不注意、安全不確認等の緊張感を欠いた運転、いわゆる「てげてげ運転」によるものが約7割を占めております。全国の事故原因では約6割でありまして、本県は全国と比較しますと、このてげてげ運転によるものが10ポイント程度高い状況にあるということが言えます。

(4)の道路形状別では、交通がふくそうする交差点やその付近において約半数が発生しております。ただ、死亡事故に限りますと、直線道路で半数以上が発生しております。これは直線道路は速度が出やすいために、被害が大きくなるということが一因ではないかと考えております。

最後に、これまで申し上げてきました交通事故の傾向を踏まえての当面の主な交通事故防止対策についてであります。

まず、(1)の「てげてげ運転」追放のための広報啓発活動の推進であります。昨年9月から県民運動としててげてげ運転追放運動を展開中ではありますが、車の運転は、人命に直接かかわる責任重大な行為で、決して、てげてげであってはならないという意識の醸成と高揚を図るために、引き続き、関係機関・団体との連携を密に図りながら、強力に推進していくことにしております。また、広報啓発活動と並行して、警察では、前方不注意や安全不確認の原因となり得る携帯電話使用違反等の取り締まりを強化しているところであります。

次に、(2)の高齢者宅の訪問指導、反射材の普及促進による高齢歩行者対策の推進でありま

す。本県の高齢化率は25%を超えており、平成32年ごろには、県民の3人に1人が65歳以上というふうになることが推測されております。超高齢化社会を迎えている本県におきましては、高齢者対策の密度をさらに高める必要があると考えておりますが、街頭における交通安全のための指導や誘導はもとより、警察官や交通安全指導員による高齢者宅の訪問活動を積極的に行いまして、高齢者御本人の特性に応じた個別の交通安全教育、これを徹底するとともに、薄暮時や夜間歩行中の事故を防ぐために、反射材の普及促進と着用の啓発を図っていきたいと考えております。

次に、(3)の飲酒運転等の交通事故に直結する交通違反取り締まりの強化であります。交通事故を防止するためには、運転者が緊張感を保持しながら運転することが非常に大切であり、悪質、危険性、迷惑性の高い違反を重点に取り締まりを徹底したいと考えております。特に、飲酒運転につきましては、深夜から早朝の時間帯の車両検問、これを強化して、徹底した取り締まりを行っておりますけれども、今なお後を絶たない状況にあります。このことは飲酒運転の常習者やそれを容認する風潮が多く潜在していることを示しているものでありまして、運転者への酒類提供違反、飲酒者への車両提供違反、飲酒運転車両への同乗違反、いわゆる飲酒運転周辺三罪と言われているものですが、それも含めて、強い決意を持って飲酒運転の根絶を目指したいと考えております。なお、飲酒運転根絶の広報啓発活動の一環としまして、秋の全国交通安全運動、これは9月21日から9月30日まで行われますが、その期間中の9月28日に市民文化ホールにおいて、宮崎県交通安全対策推進本部と共催で「飲酒運転根絶フォーラム」を開催

することにしております。

最後に、(4)の交通事故被害軽減のためのチャイルドシート使用率及びシートベルト着用率の向上であります。チャイルドシートの使用、及びシートベルトの着用が、交通事故発生時の被害を軽減するための有効な手段であることは申し上げるまでもありませんが、一般道路における県内のチャイルドシート使用率の平均値は、本年4月の調査で39%、それから後部座席のシートベルト着用率の平均値は、昨年10月の調査で18.7%にとどまっております、特に低い結果となっております。この数値は、ともに全国ワースト3位でありまして、その有効性が県民に浸透していない状況にあります。

そこで、本年は、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業を活用いたしまして、「チャイルドシート使用及びシートベルト着用普及指導員」を委託しまして、県内の事業所や幼稚園等を巡回指導させておりまして、普及啓発に努めているところであります。あわせて、警察官によるチャイルドシート、シートベルトに対する指導取り締まりを強化しまして、使用率、着用率の向上を図っていきたくと考えております。以上であります。

○満行委員長 執行部の説明が終了しましたが、まず、議案第1号9月定例補正予算につきまして、質疑がありましたらお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○満行委員長 ないようですので、次に、報告事項について質疑はありませんか。

○松田委員 報告事項の中で暴力団排除条例のほうから1点、それから交通安全のほうで1点お伺いいたします。

暴力団排除条例が全国で立ち上がっている中で、私も、各県のできているところ、それから

策定しているところの状況を見させていただきました。1点、兵庫県でこういう事例がありました。兵庫県警は、暴力団の組事務所は当然規制対象になるんですが、関連施設も含めて規制をかけるということでした。これ、何じゃろかいと思ったら、兵庫県は御存じのように、山口組の組本部があつて、そこに日参する全国の組長たちが出先を置くということで、そういったことが関連施設ということのようでしたが、宮崎県の場合もそういった暴力団事務所の関連施設というようなことは考えられるのか。一例といたしまして、よく、街中の看板で個人でやっていたら運送業者とかあるいは〇〇興行といった看板がいかにも暴力団を類推させるような、一般市民から見たら不快感を持つような看板があつたり、そういった建物があつたりします。もう一点は、右翼の街宣車ですね、これが市街地とかに置いてあるんですが、それ自体も市民、特に子供たちに大変な不快感をもたらすんですが、そういったものまで、今回の宮崎県が策定しようとしている条例に盛り込むことは可能なんだろうと思うんですが、いかがでしょうか。

○柄本刑事部長 類似施設という感じでの御質問ですけれども、本県内の暴力団について、そういう関連の施設については把握はしておりません。組事務所としての把握だけでありまして、そこに一応、今回の条例は係るという感じであります。

それから、似たような右翼については、今回の条例の中には暴力団のみでありまして、右翼のほうは入っておりません。ただ、こういう施設等に関しては、事業者とそれから不動産業を営む者があらかじめ暴力団の事務所とか、そういうものに使われるのであれば、それを事前に

確認しなければならない努力義務を設けておりますし、そういうところで、もし、それがわからなくなっても、その後解約とか、そういう手続もとれるような形になっておりますので、そのほうはクリアできるかなというふうに考えております。以上であります。

○松田委員 もう一点、ナイトスポット案内所というのがよくニシタチにしましても、延岡の船倉にしましても、そういった夜の案内所が最近よく目立つようになりました。うわさによると、暴力団組織が運営しているというようなことも聞かれますが、それはあとからわかることもあるでしょうし、うわさがあつたりすることもあるでしょうが、今、おっしゃられたように、そういうことがわかった場合、解約とかいうようなことにも該当するわけなんですか。それとも、そういった営利行為はまた別のものになるのでしょうか。

○柄本刑事部長 一応、今回の暴力団排除条例につきましては、組事務所等につきましても、新たに開設し、運営しているという条項になっております。したがって、今、あるものについては、今回できる条例では規制できないと、ただし、暴力団の組長がかわったりして代が変わった場合は、この規制の対象になるという形になります。したがって、そういう案内所等につきましても、今の段階では暴力団排除条例では適用はできない。しかし、あらゆる暴力団排除活動の中での対応はできてくるんじゃないかと思われます。例えば、その夜の店なんかを案内する、そういうところが不動産の抵当とかかかっておれば、今後、不動産のほうに、そういう努力義務とかいうのがかかってまいりますので、その辺のところでは排除を進めることができるかなというふうに考えております。

今回の本県の暴力団排除条例につきましては、これは、各県でそれぞれ罰則のつけ方とか変わっております。それぞれ本県の条例についても、全国で制定している条例に合わせて、ある程度のところは盛り込んできているところなんですけれども、その県々で条例の内容が若干変わっている部分もありますので、本県の場合は本県のその情勢に合わせた形の条例として制定することを考えております。以上であります。

○松田委員 ありがとうございます。

続きまして、交通事故のほうなんですけど、今、資料2で御報告を受けた中で、交差点での事故が多い、半数だということなんですけど、この内容をもう少し詳しくお教えいただけますか。

○椎葉交通部長 交差点の事故でありますけど、発生件数を見ますと、横断中、それが約5%程度、それからあとは車両相互、これはいわゆる出会い頭の事故、それから右折・直進等の事故、これが約92%、それから車両単独の事故、これが約2.1%、8月末現在で交差点内では2,585件の人身事故が発生しております。

○松田委員 交差点のことですが、最近こういう新聞記事がありました。交差点の待ち時間を短縮させようというのが警視庁のほうであった。いわゆる都市部においては、交差点を待たない、交差点が待ち時間が長いんで、歩行者が信号無視をして渡るところに接触事故が多いということと、ことしから2カ年でその調査を始めるということでした。「警察庁も全国警察に交差点の点検を指示しており」というようなことだったんですけど、宮崎県内においては、交差点の待ち時間が長いから、それで見切りとか、信号無視をして歩行中に事故に遭われた方がいるものなんだろうかと、それとも、もう一点が警察庁からの点検指示というのを、宮崎県のほうは、

もう調査を始めていらっしゃるのだろうか、それを伺いたいと思います。

○椎葉交通部長 結論から申し上げますと、ことしの交通事故の中、特に死亡事故でありますけれども、人身事故は詳細に分析してない分もあります。死亡事故に限りますと、信号機が長いために渡って行って死亡したという事故はございません。

ちなみに、ちょっと数的なことを申し上げますと、横断中に10名死亡しております。それで、交差点の横断中が2名であります。信号機が当然その2名ともありましたが、そのうちの1名だけが信号無視ということでありますけれども、これは、夜間の事故でありまして、そういう信号機が長いための飛び出しのための事故ということではございません。一般的な死亡事故とか渋滞事故が発生をしますと、必ず、交通部の交通企画課ないしは交通指導課の係官が現場に行きまして、いわゆる交通事故の原因、今後の事故防止対策等について検討するわけですが、大部分は人の過失によるものであります。中には、ハード的な面、信号機の問題とか、道路の形状の面とか、たまにはありますので、その点は確実にそこで検討をして、是正できるものは是正するというスタンスに立っております。

それで、本庁の指示でのいわゆる交通規制の見直しの関係であります。昨年に警察庁から、より合理的な交通規制をやりなさいという指示を受けております。これはどういうことかといいますと、道路交通環境が変化しまして、現場の交通実態に適合しなくなったという交通規制、これを放置しますと、いわゆる交通の安全と円滑を図るといふ交通規制の目的が達成できなくなる。加えて守れない交通規制というようなものも出てまいりまして、いわゆる遵法意識にも

問題があるというようなことで、見直しをなささいということで指示を受けております。

本県では、昨年から現場の警察署と交通規制課のほうでやりとりいたしまして、94カ所の場所を現在ピックアップして、見直しを作業中があります。その内訳が速度規制の見直し、駐車規制の見直し、信号機の見直し、その他ということで94カ所現在はピックアップしています。その中の信号機につきましては、22カ所ほど今現在挙げていますが、既に、昨年平成21年、これは予算が伴う関係で、年度の統計ですけど17件ほど、ことしになりましてからも9件ほど既にサイクルの表示の見直しをやっております。

参考までですが、速度の見直しも現在進めていまして、近々具体化するのが一ツ葉有料道路、これを現在60キロでございましてけれども、これを70キロにする計画でございまして。実を言いますと、きょうの午後の公安委員会で、御審議いただいて、その決定を受ければ、12月ぐらいには有料道路を70キロに速度アップさせようという見直しが現在進行中でありまして。以上であります。

○松田委員 ありがとうございます。

○長友委員 まず一点は、県内の暴力団排除活動の推進状況に関連してですけれども、先ほど説明があった中に、県外に本拠を置く暴力団が本県での利権を求めて進出する動きがあるという説明がございましたけれども、一般質問の中で、犯罪のグローバル化ということをお尋ねさせていただきました。そういうものへのつながりの懸念はないのかというのを、まず一つ伺いたいと思います。

それから、もう一つは、県内の組織14組織、ほとんど六代目山口組の傘下の組織だということですが、昨夜かけさの報道で弘道会系の取り

締まりの強化ということが出ておりましたが、そこらあたり、県外から来るというんですけれども、同じ山口組であれば、またそういうことも考えられるわけですが、その辺の事情というのはどんなふうになっているのか、お尋ねをしたいと思います。

○柄本刑事部長 お答えします。

最初の県外の暴力団の進出の状況でありますけれども、数としては、はっきり申せないところなんですけれども、ある程度数が県内に入ってきていることは事実であります。ただ、まだ入ってきての、県内の暴力団の摩擦だとか、それから利権争いでいろいろな対立抗争に発展するような事案とか、そういうのは今のところこちらは認知はいたしておりません。

ただ、この山口組自体の考え方が、しのぎは日本全国どこでやってもいいんだと、だから、地元の暴力団が地元でやるのは地元の暴力団の特権だという意識は持ってないと、だから、山口組系であれば、どこの土地に行き、そういうしのぎとか、いわゆる資金源を獲得してもいいんだというような考え方でやってきておりますので、県外の暴力団が今、宮崎に入ったからといっても、縄張りを荒らしているというような感覚は今のところはなくなっているというところがあります。

それから、犯罪のグローバル化、いわゆる外国人との結びつき関係でありますけれども、現在、宮崎のほうでは、そういう外国人とその暴力団の結びつきにかかわるような事案、それからそういう情報も今のところは持っておりません。

今後、どうなるかという部分があるんですけれども、そのことについては、まだ宮崎のほうで陸の孤島という部分もあって、外国人が宮崎

に入ってくるという部分がまだ今のところ、効を奏している部分に犯罪情勢としてはなるんじゃないだろうかという考え方を一つ持っております。

それから、弘道会の関係でありますけれども、警察庁のほうで弘道会の取り締まりを徹底指示をいたしまして、宮崎においては、小林にある丸山組が弘道会系の組織であります。これは一組織であります。ただ、弘道会につきましては、六代目山口組の中核をなす組織でありまして、この六代目の山口組の流れからすれば、県下の暴力団組織はすべて六代目山口組の網にかかっていると、直接の流れの弘道会の流れとしてはその一組織だけという状況でございます。以上であります。

○長友委員 わかりました。

もう一点は、交通事故関係ですけれども、先ほども説明がありましたとおり、将来的には3分の1が高齢化すると、こういうことです。私は、高齢化に関して質問は取り下げ、要望みたいな形で申し上げましたが、推計からいくとやっぱり65歳以上ぐらいが7万人ぐらいふえていくのではないかという感じになる、現状からですね。だから、高齢化が超高齢化というか、非常に深刻になってくると思うんです。そうしますと、お年寄りの判断力というか、高齢化の質が非常に変わって行って、交通事故に対する懸念というのが出てくるような気がするわけですね。現に、昨日もお話をしましたけれども、90歳の方とお話をしましたら、かくしゃくとしておりまして、まだ免許証も持っておりまして、警察のほうで、そういう高齢者に対する免許証に関する確認といいますか、それがあつたときに、「あなたはまだ70歳ぐらいの判断力やら持っているから、まだ大丈夫だ」という話があつて、

「じゃ、100歳までいいでしょうかな」と言ったら、笑っておられたという話だけれども、そういう事実等が出てきます。これは、生活のために、どうしても、年をとっても免許を持って病院に行かなくちゃいけない、買い出しに行かなくちゃいけないという実情が出てくるわけです。だから、加害者的な立場でも、あるいは歩行していて被害に遭われる被害者的な立場でも、この高齢化の影響というのは、今から出てくると思うんですね。だから、こういうことに対しまして、どのような認識を持たれて、対策をやっておられるのか、もう一回ちょっと伺いたいと思います。

○椎葉交通部長 高齢者対策につきましては、いわゆる高齢者の運転者のほうから見た対策と歩行者から見た対策と大きく2つに分かれるんだろうと思います。御案内のとおり、高齢化はこれからどんどん進んでいく、すると、当然加害者のほうも、被害者のほうも、加害・被害の実態が件数が多くなっていくんじゃないかという懸念は御指摘のとおりであります。運転者対策といたしましては、法制度が昨年から変わりました、75歳以上につきましては、いわゆる認知機能検査、これが新たに加わりました。それまでは70歳以上、高齢者講習という講習を受けて、これは実車訓練なんかもあるんですが、その講習を受けた者がいわゆる更新をするという形をとってしまして、それにプラスアルファで75歳以上につきましては、認知機能検査、いわゆるその検査があって、その検査で一定の要件に該当した場合は、臨時適正検査をしまして、そこで認知機能に障がいがあるというふうに判断されれば、免許の取り消しということになる制度が新たにできました。

そのほかに、免許証の返納という問題がござ

います。メリットの問題もありまして、なかなか浸透しないところもあるんですが、本県の場合、年間に相当の人が返納していただいて、この年をもって運転手をやめますという方は、結構いらっしゃいます。そのメリットとして、例えば、温泉券の半額であるとか、バスの運賃の割引であるとか、そういう制度がなされています。

それから、高齢歩行者のほうから見ますと、非常に個人差がございます。ですから、一概に何歳以上からどうのこうのという世界ではないんですけれども、歩行者の立場から事故を防ごうと思えば、一番重要なのは、夜間の反射材の着用、これが一番大事だろうと思っています。無償で配ったり、団体から寄附してもらったのを配ったり、相当の数の反射材が出回っているんですが、要は、着用のほうがですね、どうもつけていらっしゃらない方がたくさんいらっしゃるようでありまして、これも高齢者宅の訪問指導をやって、着用率をできるだけ高めていこうということで活動をしているところであります。

高齢歩行者の今、70、80ぐらいの方々というのは、若いころに免許証を持たないまま高齢になった方の比率が非常に高いんだと思います。ですから、運転者の立場から見た高齢者のほうがよくわからないものですから、そういう安全意識の面からすると非常に低いのではないかと思います。今後、10年、20年先の80ぐらいの高齢者になりますと、自分が現役のときに運転免許を持って運転した方々ですので、そういうことになりますと、今の80歳の方とこれから20年後の80歳の方というのは、全然交通安全意識の持ち方が違うんじゃないかなと思っています、高齢者対策としましては、今が一番正念場かな

と、一番力を入れていかなきゃならない時期かなと、そういうような認識に立っております。以上です。

○長友委員 ひとつ、そういう高齢化社会のさまざまな変化といいますか、それをまたしっかりとらえていただいて、各関係団体と協力をしながら、事故のないように、またお願いをしておきたいと思います。

○中野委員 感謝とお礼を申し上げたいと思いますが、先ほど本部長があいさつの中で、口蹄疫に2万3,000人を動員したという御報告がありました。えびのでも発生しました。発生しましたので、地元の警察署等を通じて、私もかなり強く警察官の動員をお願いしました。おかげさまで、えびのはいち早く6月4日には終息したし、8月末には全体が終息しました。ありがとうございました。

次に、ちょっとお尋ねしたいと思うんですが、この暴力団排除条例、議会に2月に上程して、恐らく3月上旬には可決されると思うんですが、これの施行が8月となっておりますが、かなり時間がありますよね。こういうのはもっと早く施行できないものかどうかをお聞きしたいと思います。

○柄本刑事部長 私どもとしましては、早いうちに施行したいというふうに考えておりますけれども、あらかじめ、県民への説明等も含めてパブリックコメントは近々実施する予定でおりますけれども、そういう周知の時間を考えて8月1日ごろになるんじゃないだろうかというふうにこちらのほうとしては予定をしております。

○中野委員 県民への周知ですね、暴力団にこれ、周知をする必要はないと思いますので、なるだけなら早くですね。

それと、暴力団行政の中に、六代目山口組傘

下云々と書いてあるんですが、よくこの暴力団は何代目何代目と書かれますよね。その意味がどうも解せないんですが、余り何代何代というと、何か歴史的な重みを与えて、組織を何か容認するような社会風潮じゃないのかなということと、そこの組長なんかには何かカリスマ性を発生させるような気もせんでもないんですけども、何ですかね、何代何代、その意味がわからないんですけども……。

○柄本刑事部長 暴力団の呼び方の代名をつけますのは、その組織ができ上がって以来、そのドン・首領が——親分がかわると何代目というのかわる。ですから、最初にその組ができたときには初代になりますけれども、次に代がわりしたときは二代目、三代目という形になってきますので、そういう呼び方で区別しているということであります。

○中野委員 それはわかるんですけども、徳川15代将軍とか何代将軍と言えば、「ああ、徳川時代続いている」というような重みがありますよね。それと同じような何か感覚が、私個人かどうかわかりませんが、ただ山口組と一言で済ませればいいようなものと思うんですがね。何か雑誌なんかにもよく何代目、何代目と書いてあってですね、何かずっと昔から続いたような歴史があつて組織が綿々と続いているような、そういう歴史性を感じてしまうんですね。これは全国共通なんでしょうけれども、それで、五代目と六代目は全く組織が違うんですか。山口組五代目と山口組六代目は同じ組織なんですか。全く入れかえ、何とか——社長が入れかわったというだけの話でこう言われるんですかね。

○柄本刑事部長 山口組の五代目、六代目の代については——この山口組の組長につきましては、いわゆる内部で山口組全体を構成する団体

がございまして、その中で、いわゆる若頭になっている者とか、次の一番の親分が引退した後に次、ナンバー2がその親分になるというようなことで、一つに決まってないんですね。ですから、今回、今、六代目については、弘道会系の司忍という——篠田健一それが今の六代目の組長になっているんですけど、その前はまた別のところの者が組長になっていたというようなことで、そのこの部分は若干組の流れで変わります。ですから、この呼び方につきまして、何代目、何代目というのは、私個人で変えられるものでもありませんし、一応、警察庁のほうがこういう形で呼んでいますし、彼らも自分たちのことを何代目というような言い方で言うておりますが、それが通称の形になっている状態なんですけれども、そこのところ、御理解いただく以外ないんじゃないかと考えております。

○萩原委員 今の話ですけどね、宮崎県警から何代目という呼称はやめて、山口組だけでいいという方向にひとつ提言して行ってくださいよ。今、中野委員が言うとおりになんですよ。その間、六代も続いて警察は何しよったよということになるわけですよ。ですから、もう山口系でいいですよ。私は、それでいいんじゃないかなと思います。それをぜひ、警察庁のほうに言っていただきたいなというのが一つ。

それと、交通部長、交通安全について、もうちょっとインパクトのあるような標語で啓蒙したらどうかと思うんです。例えば、「酒飲んで死亡事故は殺人罪」とかですよ。いや、本当ですよ。そういうのを家庭に配ると家内か、おっかないが飲酒運転はだめよというようなことを啓蒙していくと思うんですよ。車というのは、走る凶器だということを子供たちに、本当、殺人機ですよ。一步間違えば殺人になるわけですから。

「使って便利、間違ったら殺人機」というような、そういうような、もうちょっとインパクトのあるような標語でやっていただければいいんじゃないかなと。例えば、暴力団でも、「暴力団、あなたは既に反社会人」とか、県民がみんなぱっと理解できるような——大相撲でいろいろ反社会的行為、反社会的と言うけれども、暴力団員に、あなたは既に反社会人とか、そういうふうにして、啓蒙のあり方をあんまり品よくなくて、ダイレクトで人の目にとまり、家庭で話に出るような方法をやっていただければありがたいなと思います。以上です。

○満行委員長 要望ですか。

○萩原委員 いや、考えをちょっと……。

○椎葉交通部長 先ほど申しましたように、いわゆる走る凶器でありますし、飲酒運転で人をはねて殺せば本当に殺人罪に匹敵するよな重大な犯罪であります。それは、そのことを認識してない方は恐らくいらっしやらないんじゃないかなと思います。みんな認識しているんですけど、いわゆる酒飲んで運転する人が軽い気持ちで、「僕は、大丈夫だろう」ということで飲酒をしているというのが実態じゃないかなと思っておりますが、先ほど御提案いただきましたインパクトのある標語につきましては、私ども警察のほうでいろいろチラシとか出して啓蒙活動をやっているわけでございまして、そのようにしますとはちょっと申し上げられませんが、参考にさせていただきたいと思っております。

○萩原委員 よくすし屋さんとかそういうところに、目に見えるところに「酒飲んで死亡事故は殺人罪」とか、目につくと意外とやっぱり自制することがあるんじゃないかと、みんなわかるとるんですよ、飲酒運転して人をひき殺したときには殺人罪になるということは。だけど、そ

これは深層心理の中にあるだけであって、目に触れさせないとやっぱりだめじゃないかなと思うんですがね。ぜひ、ひとつ御検討願いたいと思います。

○宮原委員 暴力団情勢等のところで覚せい剤の取り締まり違反とか、賭博とか、恐喝とかという形で書いてありますが、賭博の関係で、相撲協会が関係しているいろいろ暴力団とのというのがありましたよね。こういった関係というのは、相撲協会だけではなくて、現在も、宮崎県の中にもこういった賭博の関係というのはあるんですかね。

○柄本刑事部長 暴力団の野球賭博の関係の御質問だと思いますけれども、この前、北署のほうで野球賭博を検挙いたしました。この中にも暴力団の構成員が入っておりまして、それが今のところ年間1億数千万が動いていたというようなことでありまして、その中で、どれだけ暴力団の資金源として流れているのかというのは、今、精査中でありまして、ちょっとはっきりしたことは言えません。ただ、こういう野球賭博なんかにつきましても、ここだけの話ではなくて、日本全国で行われておりますし、宮崎だけではなくて、ほかのところでもやられている可能性もありますので、その後の情報収集やって、そういう兆候があれば、事件化をしたいと考えています。

その中のいわゆる掛け金の部分なんかは、どれだけ暴力団の資金源になっているかというのは、ちょっと今のところ私の方でも何とも言えないところなんですけれども、ただし、こういうのが暴力団の資金源にならないように、早め早めに手を打って事件化をして、摘発をしたいと考えております。以上であります。

○宮原委員 その下の段に行くと、企業や行政

関係などを対象に不当要求、振り込め詐欺、振り込め詐欺などは、しょっちゅうテレビでも報道されているから、数も大分減ってきているんじゃないかなというふうには思いますが、この企業とか行政機関に対しての不当要求というのは、結果的には、これを不当要求を受けていますということを出ることが、逆に、恐怖になるんじゃないかなというふうに思うんですが、そのあたりについては、現在、県内でも結構あっているんでしょうか。

○柄本刑事部長 現在は、地方公共団体のほうなんかを含めて、暴力団排除のいろいろ協定等を交わしまして、ほとんどなくなってきつつあるというのが現状であります。今のところ、銀行、証券会社、その他の事業所等を含めて、非常に数的には少なくなってきているというか、ほとんど今、うちのほうではつかんでいないのが現状であります。そういうのがあれば、情報でも相談でもあれば、即、こちらのほうは事件化して摘発をします。その分は非常に少なくなった傾向であるというふうに認識しております。

○宮原委員 今、言われますように、少なくなっているのかもしれませんが、直接申し出るというのはなかなかのかなと思いますから、例えば、各警察署で、それなりの事業所とか顔を出されることで、ごく普通に身近に警察の方がなっておかないと、なかなか、「実は、こういうことがですね」ということは出てきづらいのかなというふうに思いますから、そこについては、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

○柄本刑事部長 今の最後の御質問に対するお答えになりますけれども、暴追センターが実施している部分でありますけれども、暴力団排除事業所等の講習等も相当幅広く県内行き届いて

きています。それとあわせて各種相談等も警察署のほうでしっかりと受けておりますし、いろんな事業所に対していろんな会議を通じて、そういう講習等をやっておりますので、できるだけ、委員御指摘になったような関係をしっかりとつくって、何でも相談しやすい環境づくりを今後とも進めてまいりたいと考えております。よろしくお願ひします。

○中野委員 今の引き続きというか、関連ですが、何か反社会的なものが暴力団で、相撲協会もいろいろありましたよね、それと、入れ墨ですよ。僕は、若いころから、入れ墨をしている人と暴力団というのは非常に強いつながりで、入れ墨している人はみんな暴力団に見えてしょうがなかったんですが、最近、大相撲はさすがに入れ墨をした相撲取りはおりませんが、格闘技何とかというのは入れ墨している人がどんどん出てきておるし、女の子の歌手なんかも腕じゃ、へそ回りじゃとかいうて入れ墨しているのがおりますよね。私は、「そんなの消せ」とテレビを消させるんですけれどもね。若いころ、谷崎潤一郎の刺青という小説を読んだけど、あれが芸術かという気がして、疑問であったんですが、入れ墨が芸術なのかアクセサリーなのかかわからんですけれども、これは、私は取り締まるべきだと思うんですけれどもね。それが何か暴力団等の金になるのか何かわかりませんが、しょうがないんですけれども、いかがなんでしょうか。

○柄本刑事部長 入れ墨に対する取り締まりの関係ですけれども、これは成人に対しては、取り締まる法規はございません。少年に対してこういう入れ墨を入れたりするのであれば、「青少年育成条例」のほうで取り締まりができます。ですから、成人が自分の体にそういうものを入

れた場合には、これは無理に入れたりすれば強要罪だとか、脅しで入れられたりすれば脅迫とか、いろんな罪名に触れることになるんですけども、本人が自主的に自分の意思で入れた場合は、ちょっと刑罰法令には触れない状況でありますので、ただ、少年なんかについては、そういうのを施したりすれば、青少年育成条例違反ということになります。

○中野委員 この前新聞に載っておりましたよね。何か未成年か何かに入れ墨を——あれは彫るというんですかね、そういうことで——青少年育成条例で逮捕した云々が載っているから性的なのかと思ったら、入れ墨云々と書いてあって、「え、入れ墨ってたったこのぐらい」、法律をたったと言うといけません、こういう類のものかなと思って読ましてもらいましたけれども、法律がないんですね。わかりました。

○宮原委員 交通部長のほうに、先ほど死者数が平成21年度73人で、この50年間で3番目に低い状況ということで、大変いい結果が出ているというふうに思っているんですが、当然この死亡事故には歩行中もあるでしょうし、車に乗っているときもあると思いますが、シートベルトとかチャイルドシートの着用率が低いということで、この73人が仮にシートベルトをしていたとした場合、またチャイルドシートをつけていた場合に、助かったというのが何人ぐらいいらっしゃるんでしょうか。わからなければ後でかまいません。

○椎葉交通部長 衝撃と死亡の因果関係が難しゅうございますので、助かったかどうかというところまでの統計をとるだけの確たるものはありませんもんですから、それはないということでございます。

ただ、チャイルドシートで、ことし、してな

かったために2歳の男の子が死亡していますが、それもチャイルドシートをしておいたら助かったのかなという気はしないでもありません。ただ、してなかったために、かなりの打撃を受けて、事故から2週間後ぐらいに死亡したという事故は現実にございます。

○宮原委員 ありがとうございます。

○満行委員長 報告事項、その他の報告事項ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○満行委員長 なければ、その他で何かありませんか。

○松田委員 3点ぐらいお伺いいたします。

先ほど、それから今回の本会議でも口蹄疫に関する質問が相次いだんですが、本当に警察の方々の御努力に支えられて、地域の方々、本当に不安な毎日を送ったんですが、最終的には警察権力、警察官がその場で道路、あるいは巡回をしてくれるというバックアップになったなと思って本当に感謝をしております。多々エピソードとか警察サイドの御努力が情報でも出ておりますが、いろんところで聞くんですが、この委員会ならではの、いわば、何というんですか、地域の方々との密着したほのぼのエピソードみたいなものがあれば、お聞かせをいただきたいと思います。

○横山生活安全部長 口蹄疫支援活動の中におけるエピソードということで、特に、市民の皆さんとのかかわることということでございますけれども、まず、警察の支援活動については、本部長等が既に御報告を申し上げておるとおりでありまして、4月20日の開始以来、130日に上る支援活動に従事いたしました。延べ5万人の警察官が従事したわけでありまして。この中で、いろいろ警察としても反省も含めて、あるいは

これからの活動に生かすための教訓も含めて取りまとめ等を行っているところでありますけれども、今、御質問のエピソード的な話を申し上げますと、県外部隊を早めに警察庁を通じて応援派遣を要請をしたということで、最大で65カ所の消毒ポイント、それと延べ箇所数にしますと90カ所を超える消毒ポイントの配置を3名ないし6名実施したわけでありまして。その中で、その警察官、若い警察官で士気高い警察官でありましたけれども、5月の下旬には、都農町で消毒ポイントに従事しておったんですけれども、あるいはバスでちょうど交代時期であったんですけれども、火災が発生しまして、これは放火事件でしたけれども、いち早く、現場活動に従事しまして、地元の高鍋警察署が放火犯人をつかまえる活動に専念できたと、要するに、避難誘導等とか消防車の整理誘導等をやってくれたと、あるいは西都方面では、高齢の行方不明老人の方を職務質問といたしますか——早朝でありましたけれども、発見保護をするようなことができたというようなこともございます。

それと、現金支給がございました。現金支給については、7月、8月、6月後半から従事いたしました。それぞれ交付の場所で警戒等従事しましたけれども、これも県外警察官が畜産農家の方々に、これは私が報告を受けた限りではそういうふう感じたんですけれども、同じ警戒に当たるにしても、心を込めたといいますか、丁寧な御案内とか、あるいは対応をしてくれたからであろうと思うんですけれども、警察官に対して、その畜産農家の奥様が、「警察官の皆さんがこうやって警戒していただいている、こんなことまでやっていただける、こういう姿を見て元気が出ました。暑い中、大変ですけど頑張ってください」と、こういう話でした

けれども、その警察官も、「いや、私たちは、全然大変じゃありません。皆さんが元気を出していただけるように頑張ります。ありがとうございます」と、こういう会話がありまして、その女性の方も涙を流しながら、10万円という義援金を受け取って帰られたという話も報告がありました。

このほか、221件の激励とか、現場での差し入れ等をいただき、ゆで卵を夜の10時半ごろ自宅で作って差し入れる、あるいは地元のお団子ですとか、バナナですとか、ドリンクですとか、アイスクリームですとか、暑いでしょうと、こういう話がすべて対策本部長のところへ報告が上がってまいりましたけれども、地元の方々の触れ合いというのは、ある意味で、県民の皆さんと全国の警察とのきずなが強く確認できたといえますか、そういうことで、今回の口蹄疫支援活動は、見えない敵と申し上げるとちょっと言葉がおかしいかもしれませんが、そういう戦いでありましたけれども、酷暑、豪雨の中で24時間警戒に当たっておった警察官との触れ合いを通じて、一層士気を高く、かつ警察活動としてのやりがいといえますか、生きがいを感じた一つの長期間の活動でありましたけれども、そういうものを感じたものであります。エピソードにはならないかもしれませんが、いろいろ報告すれば切りがないですけれども、そういうような状況がありました。以上であります。

○松田委員 ありがとうございます。

あと2点簡単に伺います。1点は、自転車窃盗、2点目がこれからの警察の人材確保なんです、自転車泥棒が大変多いということを知っております。私も中学校のPTAの役員しておりますが、中学生に聞きますと、万引きに関し

ては、大変、罪悪意識を皆持っているんですが、自転車に関しますと、とったりとられたりが日常茶飯事で、それが犯罪とは思っていないような節もあります。

聞くところによると、宮崎県内の刑法犯の中の3割が自転車窃盗だと伺っていますが、日向市のほうでは二重ロックなどの措置も始めるようになりました。また、宮崎県では、全国に先駆けて「思いやりロック」というようなことも始めていらっしゃるんですが、6月9日は、「ロックの日」でしたか、「自転車ロックの日」でしたか、こういった宮崎県が全国に先駆けて取り組んでいらっしゃる自転車窃盗犯罪に対する現状をお教えいただきたいと思っております。

○横山生活安全部長 街頭犯罪抑止総合対策を強力に推進しておりますけれども、特に、宮崎県におきましては、若干数値的なことを申し上げますと、全窃盗犯に占める割合が先ほど御指摘のとおり約38%、刑法犯に占める割合が約30%ぐらいというような状況があります。そのような中で、委員からお話しのとおり、万引きにつきましては、8月末現在で、全国では非常に対前年に比べますと、向上率が全国2位です。要するに、万引きの発生率が刑法犯の中で低くなったという率からしますと、全国で2番目で非常に万引き防止対策が、学校の先生たちとか地域のボランティア関係の方々とか、そういう方々の御支援、御理解等を得て、あるいは管理者の方々の御理解を得て、非常によくなってきたという中で、自転車盗が依然として高い率で悪い。これは全国でワーストワン——刑法犯に占める自転車盗の割合というのが全国では1番目というような状況でありまして、東京、埼玉なんかよりも宮崎のほうはまだ悪いという、そういう状況があります。

昨年の自転車盗が8月末現在で1,601件、ことしが1,763件という、そういう状況であるんですけども、自転車盗は、刑法犯あるいは窃盗犯が低くなっている状況の中で、まだふえておるという状況でありまして、6月9日から「思いやりロック作戦」というのを推進中でありまして、6月9日から9月8日まででありますけれども、指定駐輪場17カ所、県内13警察署で指定をしておりまして、昨年は自転車盗が93件発生しておりますけれども、ことしは32件ということで、61件の減少、率で65.6%の減少率ということでありまして、引き続き、この思いやりロックという、そういう活動を推進していきたいと思っております。これは県内17カ所の指定駐輪場でありますけれども、そのほかの場所についても、この二重ロックなりあるいはかぎかけを強く呼びかけた結果、少なくなってきたという状況がありまして、あわせてこの17カ所の指定駐輪場では施錠率が非常に高くなりました。これまでこの期間約2,800台かぎを警察あるいはパトロール隊のほうでかけてきましたけれども、その施錠率が高くなったということと、駐輪場周辺の環境が、例えばごみが少なくなったとか、ちゃんと並べるようになった、あるいは花を置いていただけるようになったとか、そういうようなことで環境が非常によくなったということです。ですので、引き続き、この活動を強力に推進してまいりたいと思っております。

なお、思いやりロックの歌というのを警察職員の方でつくって、警察音楽隊のカラーガード隊が振りつけをしたDVDも作成しております——CDを作成しておりますので、もし、委員の先生方、車の中で御試聴いただければ、またお届けをさせていただければと思っております。小学校とか幼稚園等にも配布してその踊りを

やっていたらこうと、あるいは口蹄疫復興イベント等でも、西都とか国富でも御披露させていただいておりますけれども、非常に明るくする運動のCD・DVDでありますから、先生方また御理解いただければ、至るところでかぎかけ、自転車盗難抑止が高まるのではないかとこのように思っております。また、御理解いただければと思っております。以上であります。

○松田委員 ありがとうございます。

最後です。人材確保なんですけど、団塊世代の大量退職ということで、全国の県警でも採用を年2回にふやすとかいろんなことをしていらっしゃるようです。宮崎県では先行して年2回の採用試験等していらっしゃるようですが、ほかで聞きますと、身体的な条件の緩和ですとか、あとは女性警察官の年齢引き上げとか、いろんなことを考えているようですが、宮崎県警においては、どのようなことでよい人材を確保しようとしていらっしゃるのか、お聞かせください。

○根本警務部長 宮崎県警でございますけれども、御指摘のとおり、今後10年間で約630名が定年退職をするということになっておりまして、この数字は、全警察官の約3分の1が入れかわるという状況でございます。まさに大量退職・採用期にあるわけございまして、まずは数多くの受験者を確保して、その中で非常に優秀な質の高い人材を確保するというのが非常に重要な課題になっているところでございます。

ちなみに、最近の倍率を御紹介いたしますと、本年度、高卒はこれから実施いたしますので、大卒程度でございますけれども、男性警察官については受験倍率が11.1倍、女性警察官については、これも大卒程度であります。21.3倍という数字でございます。いずれも、多数の受験者が確保できていると認識をしているところ

でございます。

また、昨年度でありますけれども、まず、男性警察官でありますけれども、大卒程度で11.1倍、高卒程度におきましては11.6倍というレベルでございます。この数字は九州管内におきましては、沖縄、福岡に次いで3番目という数字でございます。また、女性警察官でありますけれども、これは例年20倍以上という非常に高い倍率を確保できておりますけれども、昨年度も大卒におきまして19倍、高卒においては29倍と、これについても、九州管内では、沖縄に次いで2番目というレベルで、非常に数多い受験者の確保という点では、目的は達成できているというところでございます。

しかしながら、これから大量退職に伴って、数多くの受験者の確保というのは非常に重要な課題、そういった危機感を持って、これからリクルート活動をさらに力を強めてまいりたいと思っておりますけれども、これまでやってきている諸活動としましては、警察学校において体験型の就職説明会を開催するなどして、例えば、指紋採取を実際に経験してもらおうでありますとか、あるいはその年に採用された警察官とフリートークをしてもらって、警察の業務の魅力をじかに感じ取ってもらったり、あるいは東京とか福岡の大都市において、ふるさと就職フェアというんですかね、宮崎県出身の方向けのふるさと就職説明会に積極的に参加をしたり、あるいは県内の大学はもちろんのことでございますけれども、東京でありますとか、大阪、名古屋、福岡、そういった大都市の大学に出向いて、リクルート活動を展開をしているところであります。また、あわせて各署においても、管内の大学、高校に出向いて、その学校のOB職員なんかを交えて、じかに生徒と触れ合って、警察業

務を伝えているところであります。

そのほかに、民間バスを利用したのポスターの掲示でありますとか、あるいは県警のホームページに採用コーナーを設置したりとか、あるいは今の若い人たちでございますので、インターネットを活用しまして、大学生向けの就職サイト、こういったものを登録して、幅広いリクルート活動を展開して、今後もこういった創意工夫を凝らして、一人でも多くの受験者を確保してまいりたいと考えております。

○松田委員 ありがとうございます。

○長友委員 要望になるかもしれませんが、私の地域というのは6,000人弱の地域で、駐在所を2カ所いただいておりますけれども、特徴的なのは、六反田というところに刑務所を抱えているという事情がございます。かつては、やっぱり暴力団の幹部等が出所するときあたりは、大変迎いの車等が並んだというところでございます。それで、財政状況が非常に今、厳しいのかもしれませんがそれでも、パトカーが配置してあったのがもうないわけですね。それに駐在所等も今もうバイクになっております。地域住民からも非常に強い要望、やっぱり刑務所等があるような特殊な地域には、せめてパトカー級の装備というのは配備してもらえないかというのが非常に強い要望でございますので、どういう——その方、言われるのかちょっとお伺いをして、できたら配備していただきたいという御要望をお伝えしたいと思います。

○根本警務部長 各地域の犯罪情勢とかそういった特殊状況、そういったものはよくよく勘案しながら、また、住民の方々からの要望というものを踏まえながら、今後のそういった警察活動の展開、パトカーの配備なんかも含めて検討してまいりたいと考えておりますけれども、

小型警ら車のミニパトの配備現況でございますけれども、現在、13署のうちの各施設161カ所に対して119台のミニパトを配備して、こういった必要な各種警察活動を展開しておりますので、そういった各地の特殊状況をよく聞きながら、今後の業務に資してまいりたいと考えております。

○長友委員 住民は至って平穩に暮らすところではあるんですけれども、その周囲あたりには暴走行為を繰り返す者が出てきたり、あるいはやくざの組織に入っているのかどうかわかりませんが、そういう者が顕在をしているという状況もございます。したがって、もう一回事情等も調べていただいて――勘案していただいて、できましたら、そのような配備をお願いできればと思っております。よろしく申し上げます。

○満行委員長 それでは、以上をもちまして警察本部を終わります。

暫時休憩いたします。

午前11時25分休憩

午前11時30分再開

○満行委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等について、教育長並びに関係課長の説明を求めます。なお、委員の質疑は、執行部説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○渡辺教育長 教育委員会でございます。よろしく申し上げます。

説明に入ります前に、お礼を申し上げさせていただきますと存じます。

8月1日から5日までに開催されました「全国高総文祭宮崎2010」におきましては、満行委員長を初め、委員の皆様にご多忙中にもかかわらず、

りませず、総合開会式はもとより、県内各地の会場に足をお運びいただき、まことにありがとうございました。口蹄疫の影響で一時は開催そのものが危ぶまれた時期もありましたが、県内各地に高校生の笑顔があふれ、若い力を存分に発揮した発表が行われるなど、本大会の開催が口蹄疫からの復興の第一歩として、県民の皆様にご希望と元気を与えることができたのではないかと考えているところであります。委員の皆様方の温かい御支援と御協力に対しまして、この場をおかりいたしまして厚くお礼を申し上げます。ありがとうございました。

それでは、説明に入らせていただきます。お手元の文教警察企業常任委員会資料をお願いいたします。表紙をお開きいただき、左側の目次をごらんください。

今回、御審議をいただきます議案は、議案第1号「平成22年度宮崎県一般会計補正予算（第7号）」並びに議案第12号「宮崎県育英資金貸与条例の一部を改正する条例」の2件であります。また、その他の報告事項といたしまして、宮崎県教育委員会の「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」など4件を説明させていただきます。

このうち、補正予算についてであります。右のページをごらんいただきたいと存じます。今回の教育委員会の一般会計の補正予算は、表の下の方、太線で囲んでおります計の欄に記載しておりますように、3,803万7,000円の増額補正をお願いするものでありまして、補正後の額は1,147億4,734万7,000円であります。内容につきましては、表の一番右の補正内容の欄に記載しております高鍋農業高校家畜導入事業など2件で、口蹄疫復興対策に伴う補正及び国庫委託事業の決定に伴う補正であります。

私のほうからは以上であります。引き続き、関係課・室長から説明いたさせますので、御審議のほど、よろしく願いいたします。

○福永財務福利課長 財務福利課関係について御説明申し上げます。

初めに、「平成22年度9月補正 歳出予算説明資料」の財務福利課のインデックスのところ、139ページをお願いいたします。

その一番上の行でございますけれども、今回の補正は、口蹄疫復興対策の実施に伴いまして3,121万円の増額をお願いするものでございます。

補正後の額は、同じ欄の右から3列目でございますけれども、75億9,816万5,000円となります。

次に、増額となる事項について御説明申し上げます。

1枚おめくりいただきまして141ページをお願いいたします。

上から5行目の（事項）産業教育設備費につきまして、3,121万円の増額をお願いしております。これは下の説明のところにありますように、「新規事業 高鍋農業高校家畜導入事業」によりまして、口蹄疫で殺処分いたしました実習場家畜の再導入に要する経費を3,121万をお願いしているものでございます。なお、詳細につきましては、後ほど常任委員会資料により御説明申し上げます。

資料かわりまして、「平成22年9月定例県議会提出議案」の37ページをお願いいたします。

議案第12号「宮崎県育英資金貸与条例の一部を改正する条例」についてでございます。

表の右側にあります「改正後」の欄をごらんください。ここにありますとおり、本条例改正案は、口蹄疫に起因して生じた経済的理由によ

り修学が困難な者に対しまして、育英資金の貸与の額に1万円を加算することができるよう改正するものでございます。なお、詳細につきましては、常任委員会資料により御説明申し上げます。

それでは、大変申しわけございませんが、常任委員会資料の2ページをお願いいたします。

新規事業「高鍋農業高校家畜導入事業」についてでございます。

1の事業の目的につきましては、口蹄疫で全頭殺処分した高鍋農業高校の実習用家畜につきまして、復興計画に基づいた再導入を図るものでございます。

2の事業の内容についてでございますが、導入する家畜は、肉用牛12頭、乳用牛20頭、豚13頭の計45頭でございます。これらの家畜を導入し、繁殖等を行った後の復興目標は、口蹄疫発生前と同規模の状態としております。

それでは、復興計画の詳細について御説明させていただきます。資料3ページ、「高鍋農業高等学校の舞鶴牧場復興計画」をごらんください。

まず、資料左側の「導入計画」でございますが、肉用牛につきましては、生後9カ月から11カ月の育成牛を12頭、乳用牛につきましては、初妊牛を15頭と生後9カ月から11カ月の育成牛を5頭導入いたします。

豚につきましては、生後6カ月から7カ月の母豚を9頭と、同じ年齢の種豚を4頭導入いたします。

次に、「繁殖計画」でございますけれども、肉用牛につきましては、生後13カ月から14カ月に達した牛から順次人工授精を行いましてふやしてまいりますけれども、36カ月後には繁殖牛12頭、育成牛2頭、子牛2頭規模の和牛繁殖経営を目指しております。

乳用牛につきましては、導入後すぐに出産をさせまして、雌牛は育成牛として育てます。また、出産して2カ月から4カ月後に人工授精を行います、次の出産を目指します。

さらに育成牛として導入した5頭につきましては、母牛となりますけれども、このことによりまして、導入直後から年間を通しまして、搾乳実習ができることとなります。なお、導入後26カ月に母牛21頭、育成牛6頭、子牛12頭規模の酪農経営を目指します。

豚につきましては、導入した豚を交配しまして、生まれた子豚を肥育して出荷するとともに、よい豚につきましては、育成豚として残してまいります。なお、導入後15カ月に母豚15頭、種豚4頭となり、年間出荷頭数は300頭規模の養豚経営を目指します。

以上によりまして、牛、豚が充足されることによりまして、約3カ年をかけて殺処分前の状態に復興できると考えております。

資料2ページにお戻りください。

3の事業費でございますけれども、3,121万円となり、その全額を口蹄疫復興対策基金を財源としております。

次に、4ページをお願いいたします。

「宮崎県育英資金貸与条例の一部を改正する条例」についてでございます。

1の「改正の理由」でございますが、今回発生しました口蹄疫により経済的影響を受けた世帯の高校生等に対する修学を支援するために、特例措置といたしまして、現在育英資金の貸与月額に加算できるよう、所要の改正を行うものでございます。

次に、2の「改正の内容」でございますが、まず(1)の対象者といたしましては、現行制度の貸与対象者でございます高校生、大学生、

専修学校生等すべてといたしまして、その中で口蹄疫の影響により修学が困難と判断される者で加算を希望する者としております。

また、(2)の加算額といたしまして、現行月額に一律10,000万円を加算することとしまして、選択制ということとしております。

また、(3)の加算期間といたしまして、平成22年4月1日から平成24年3月31日までとしております。

次に、3の施行期日でございますが、公布の日から施行することとなりますけれども、平成22年4月1日にさかのぼっての適用としております。

なお、次の5ページに(参考)といたしまして、現行貸与月額と10,000円加算した場合の貸与月額を掲載しておりますのでごらんください。

一つ例示を申し上げますと、中ほどの網かけの部分、「大学」の「私立」の「自宅外」の欄が一番高い貸与月額でございます。現行では63,000円の貸与額となっておりますけれども、これが10,000円の加算で月額73,000円となります。その他につきましては、区分別にごらんいただきたいと思っております。

財務福利課につきましては以上でございます。

○清野文化財課長 文化財課でございます。

議案第1号「平成22年度宮崎県一般会計補正予算(第7号)」についてであります。「歳出予算説明資料」をお願いいたします。文化財課のインデックスのところ、143ページをお開きください。

今回の文化財課の補正は、国の委託事業決定に伴うもので、一般会計で682万7,000円の増額補正をお願いしております。

この結果、補正後の額は10億8,744万2,000円となります。

補正の内容について御説明いたします。1枚めくっていただきまして145ページをお開きください。

上から5段目、(事項) 考古博物館教育普及費の「国際交流展関連共同研究調査事業」の国庫10分の10の委託決定に伴うものであります。これは我が国に稲作が伝わる以前の農耕が台湾等を経由して南方から伝播してきた可能性につきまして、西都原考古博物館で開催いたします「国際交流展」において、国内初となります台湾出土考古資料の展示や、台湾の研究者を招聘して講演会を実施することにより、その内容をわかりやすく県民へ紹介いたしますとともに、台湾、韓国の国立博物館等と共同研究・調査を実施するものであります。

文化財課は以上でございます。よろしく願いいたします。

○安田総務課長 委員会資料の6ページをお願いいたします。

「宮崎県教育委員会の教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について」であります。

まず、第1にあります。この点検評価を行う根拠法令であります。

地方教育法行政の組織及び運営に関する法律第27条におきまして、「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表しなければならない」とされているものでありまして、教育委員会では毎年点検評価を行い、常任委員会に提出させていただいております。

次に、第2の点検・評価の対象であります。

平成19年6月に策定いたしました本県の総合

計画「新みやざき創造計画」のうちから、教育委員会が所管する各施策の前年度の実績について、点検・評価を行うものであります。

下の表1に、みやざき創造戦略の全体の体系を示しておりますが、このうち、丸印をつけた戦略1-1、戦略1-2、戦略1-3が、教育委員会が所管するものでございます。

7ページ、右のページをお願いいたします。

点検・評価を行う施策について、表2として具体的にお示しをいたしております。

一番上、戦略1-1、「全ての大人は全ての子どもの教師たれ」では、①の「学校支援ボランティアやコミュニティ・スクール等、地域の人材を活用した取り組みの推進」と、少し下のところ、②の「いじめ等悩みを抱える児童・生徒の相談窓口の充実」の2つが重点項目でございます。

同様に、戦略1-2「学力・スポーツレベルの向上」には、①から④まで、さらに戦略1-3「視野の広い人材の育成・輩出」には、①から③の重点項目がそれぞれございます。

次の8ページをお願いいたします。

第3の点検・評価の方法についてでございます。

1に示してありますとおり、点検・評価は、統一性・客観性を確保する観点から、全庁的に行っております「宮崎県政策評価システム」を活用して行っております。

まず、(1)の評価の観点は2つございまして、進捗評価は、新みやざき創造戦略において工程表を策定しておりますので、この工程表の進捗状況を評価するものでございます。

次に、成果評価は、工程表に基づいて取り組んでまいったところでございますが、どの程度の成果が上がっているのかということの評価す

るものでございます。

(2) の評価の基準は、進捗評価及び成果評価ともに、それぞれA、B、Cの3段階で評価を行っております。

次に、(3) の評価の対象でありますけれども、先ほどごらんをいただいた、前のページ、7ページに帰っていただきたいのですけれども、先ほど御説明をしました表2の①、②と丸印で示しております重点項目について、それぞれ評価を行っているものでございます。

8ページにお戻りをいただいて、最後に、第4の「点検・評価の議会への提出及び県民への公表」でありますけれども、本日、常任委員会に報告をさせていただきました後に、今後ホームページで公表することといたしております。

私からの説明は以上であります。引き続き、点検・評価の中身につきまして、政策企画監、学校政策課長、生涯学習課長から説明を申し上げます。

○吉村政策企画監 それでは、恐れ入りますけれども、別冊の資料、A4判の横になっているのですけれども、「平成22年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価(平成21年度対象)」という冊子をお願いいたします。

表紙を含めまして2枚あけていただきまして、1ページをお願いいたします。

枝戦略1-1「全ての大人は全ての子どもの教師たれ」について御報告をいたします。

初めに、1の「枝戦略の概要」でございますけれども、「本県の子どもたちの健やかな成長を目指しまして、学校支援ボランティアなど、地域人材を積極的に活用することによって、悩みを抱える子どもへの支援に努めるとともに、学校・家庭・地域のそれぞれの教育力の向上を図ること」を目標としております。

そこで、2にありますように、この枝戦略の基本指標を「公立小・中・高等学校における不登校児童・生徒数」とし、平成22年度の目標を、平成19年度からの4年間で、現況値であります平成17年度の不登校児童・生徒数、1,259名ですけれども、ここから100名の減と設定し、取り組んでまいりました。

平成21年度の実績につきましては、昨日公表いたしましたとおり、1,249人であり、現況値から見ますと、10人の減でした。

次に、3の「重点項目の進捗状況等」についてでございますが、まず、①の「学校支援ボランティア等、地域の人材を活用した取り組みの推進」につきましては、1つ目の丸にありますように、平成20年度まで取り組みました「地域で子どもを育てる地域教育システム創造実践モデル事業」における成果、例えば、「地域全体で子どもをはぐくむためのシステムづくり」ですとか、「地域における子育て目標の設定」等につきまして、他の地域に普及するとともに、この事業の発展的な位置づけとなります「学校支援地域本部事業」では、昨年度新たに2つの市町を加え、県内19の市町、24本部での取り組みとするなど、地域全体で学校を支援するための体制の整備・拡充に努めてまいりました。

また、その下にありますように、県内のすべての特別支援学校で実施いたしました一般県民を対象とする「特別支援教育ボランティア養成講座」の参加者数や、その下の丸でございますが、「子どもたちの豊かな体験活動等」の充実を図るための地域住民を対象といたしました指導者養成研修会への参加者数も、目標を上回る状況でした。

しかしながら、その下の「黒三角」の米印のところにありますように、学校の授業で教科等

の指導に参加した地域の方々の数が、目標値に達しなかったことや、その下の表の平成21年度の欄にありますように、学校支援ボランティア数は、目標値を大きく上回ったものの、下の「登下校の安全指導」につきましては、目標値に達することができませんでした。

昨年度は、新型インフルエンザの流行で、学校の臨時休業等が多かったとはいえ、一部に目標を達成できなかったことから、進捗評価は「B」と判断をいただきました。

このように、一部に目標値を下回る取り組み状況ではありましたが、成果といたしましては、1つ目の丸にありますように、「学校支援ボランティアの登録者数」も、そしてその実績も、20年度と比較しますと、順調に伸びてきており、地域人材を活用した取り組みの拡充・充実が見られたことや、2ページの上から2つ目の丸にありますように、保護者はもちろんのこと、地域住民にも子供の教育について理解を深めてもらう「オープンスクール」に87.5%の公立学校が取り組み、情報提供がより広域的に行われるなど、地域と学校の双方において、地域人材の活用を図る取り組みが推進されてきていることなどから、成果・評価は「A」となりました。

次に、②の「いじめ等、悩みを抱える児童生徒の相談窓口の充実」についてですけれども、1つ目の丸にありますように、「スクールカウンセラー」等の適切な配置による学校の相談体制への支援とともに、NPO法人委託により「子ども専用相談電話 チャイルドライン」における相談日の増設等や、その下ですけれども、昨年度から新たにスタートいたしました「ネットいじめ対策推進事業」におけるネット上のいじめに関する情報収集・相談窓口としての「目

安箱サイト」の開設や、「ネットいじめ対策会議」の設置等、計画どおり進めてまいりました。しかし、下の黒三角にありますように、ネットいじめ対策推進事業の一貫で行いました情報モラルの向上を図るための「親と子のインターネット講座」ですとか、「ネットいじめにかかわる教育講演会」への参加者数が目標に達することができず、教職員や保護者等への指導・啓発等について、十分でなかったことなどから、進捗状況は「B」となりました。

最後に成果ですけれども、1つ目にありますように、「スクールカウンセラー」等の配置により、効果的な相談活動が展開されたことで、いじめの認知件数がここ3年間で約3分の1に減少していることや、特に小中学校の不登校率につきましても、全国で下から3番目と低い水準となっていること、さらに3つ目の丸にありますように、顕在化してまいりましたネット上のいじめ等に対応できる体制づくりを推進できたことなどが挙げられます。

しかしながら、一番下にありますように、平成21年度の小・中・高等学校の不登校児童・生徒数は、先ほどの2の基本指標の達成状況でも申し上げたとおり、10名の減ということで、平成17年度とほぼ同水準であり、今後とも、相談体制の一層の充実と、きめ細かな指導等の継続した取り組みが必要であることから、成果評価につきましても、Bと判断いただきました。

なお、外部評価委員会からの御意見は特段ございませんでした。

枝戦略1-1につきましては、以上でございます。

○児玉学校政策課長 次に、3ページをごらんください。

戦略1-2について御説明いたします。

初めに、「1 枝戦略の概要」であります、少人数学級等の実施によるきめ細かな学習指導の充実や、幼保・小・中・高・大の連携による教育、強化指定学校等による教育の推進に努めますとともに、教職員の研修の充実を図ることにより、本県教育水準の一層の向上に努めることとしております。

次に、「2 基本指標の達成状況」についてであります。

2つの基本指標を掲げておりますが、まず、「全国学力・学習状況調査の結果」について御説明いたします。

これにつきましては、平成22年度の目標値を全国平均値以上と設置しております。達成状況であります、昨年度の調査結果につきましては、小学校の正答率が全体としてほぼ全国平均程度でありました。中学校については、すべて教科で全国平均を上回っております。

次に、もう一つの指標「公立学校の全児童生徒に対する体力テストで、全国平均値を上回った項目の割合」についてであります。

平成22年度の目標値を65%と設定しているところではありますが、昨年度の状況は59.8%であり、目標値には達しておりません。ただ、本県のデータを平成20年度のものと比較してみますと、達成状況の欄にありますように、全調査204項目中、103項目が前年度の数値よりも上昇しており、ここ数年、良好な状況であります。

次に、「3 枝戦略を構成する重点項目の進捗状況等」についてであります。

初めに、「①少人数学級等の実施によるきめ細かな学習指導・生徒指導」についてであります。

1つ目の丸にありますように、少人数学級につきましては、前年度に引き続き、中学1年生での試行による効果検証を行いました。また、

少人数指導につきましても、学校の児童生徒数や学校数等を考慮した加配教員の配置校の見直しを行っております。その結果、(成果)の欄にありますように、小学校1・2年生の少人数学級では、欠席日数の改善などが見られ、中学1年生の試行では、生徒指導や学力向上に効果が見られました。このことから、今回、進捗評価をA、成果評価もAと評価いただきました。

次、4ページになります。

「② 幼保・小・中・高・大の連携による教育の推進」についてであります。

進捗状況の丸にありますように、幼保・小・中・高・大の連携による教育につきましては、工程表どおり進めることができました。しかしながら、下のほうの黒三角にありますように、親任特別支援教育コーディネーター研修への受講者数の目標を100名としておりましたが、継続してコーディネーターを担当する教員がふえたことから、本年度の対象者は66名でありました。

(成果)につきましては、1つ目の丸にありますように、幼児の小学校生活への円滑な移行を図る取り組みを実施している学校が増加しておりますが、下のほうの黒三角にありますように、全国学力・学習状況調査の結果が小学校で21年度に一部全国平均を下回ったことや、体力・運動能力調査の結果が、中学校で目標を下回るなど、一部の項目でまだ低いものがあることなどから、進捗評価はB、成果評価をBと評価いただきました。

次に、「③ 教職員の社会性の向上を図る研修プログラムの充実」についてであります。

現在、1つ目の丸にありますように、平成19年度から3年間で教員延べ150名を企業や大学等に研修派遣するとともに、教職員のキャリアに応じた研修を体系的・計画的に実施し、教職員

の資質向上を図っております。しかしながら、下のほうの黒三角にありますように、教職員の社会性の向上に向けての研修プログラムの充実や、校内研修推進モデル校での研修の成果を、モデル校以外へさらに普及していく必要があることから、進捗評価はAであります。成果評価はBと評価いただきました。

次の、「④ 強化指定校による学力・競技力の充実・強化」についてであります。

学力向上につきましては、進捗状況の1つ目の丸にありますように、小中学校におきましては、「学校改善支援プラン」を作成し、すべての学校で検証改善サイクルの確立に努めることができしております。また、2つ目の丸にありますように、高校では学力向上プランの策定や事業研究会の実施、キャリアアップのための取り組みの充実を図りながら、学力向上やキャリアアップに努めているところであります。3つ目の丸にありますように、競技力の充実・強化につきましては、運動部活動への地域指導者の協力体制の整備充実を図り、中学や高等学校における競技力向上推進校の指定を行っております。

(成果)の1つ目の丸にありますように、学力向上につきましては、小中学校では授業が分かる児童生徒の割合が高く、基本指標である全国学力・学習状況調査も、全国平均程度となっております。また、2つ目の丸にありますように、競技力向上につきましては、全国高等学校総合体育大会で、平成21年度は、44種目入賞と好成績を上げております。しかしながら、競技力向上については、黒三角にありますように、国民体育大会での総合成績は、3年連続30位台を達成できなかったことから、進捗状況はAであります。成果評価はBといただきました。

なお、4には、外部評価委員の御意見を掲げ

ております。以上であります。

○興梠生涯学習課長 同じ資料の7ページをお願いいたします。

枝戦略名「視野の広い人材の育成・輩出」であります。

この枝戦略は、1の概要にありますように、明日の宮崎を創造することができる有為な人材を育成するため、若者のチャレンジ支援や生涯学習・スポーツ環境の整備を進めるとともに、文化・芸術等の各分野で秀でた人材育成を強化する取り組みの充実を図ることを目標としております。

2の基本指標の達成状況であります。また、「インターンシップや地域人材を活用した教育」を基本指標としておりまして、すべての県立学校において実施ができたところでございます。

次に、3の「枝戦略を構成する重点項目の進捗状況等」であります。まず、①の意欲ある学生へのチャレンジ機会、これは特に就業体験と留学ということでございますけれども、その機会の提供ということであります。

右側の欄、(進捗)にありますように、まず1つ目の丸の就業体験につきましては、ただいま申し上げましたとおりに、すべての県立学校で実施することができております。また、その下の丸、留学につきましては、生徒・保護者に対して、文部科学省の「高校生海外留学派遣支援金制度」について周知を図ってまいりました。

これらの取り組みの成果としまして、次の2つ目の丸に示しておりますように、就業体験につきましては、生徒の望ましい勤労観・職業観の育成につながりますとともに、真剣にインターンシップに取り組む生徒に対して、企業からも評価を得るなどしまして、継続採用にもつながったところであります。しかしながら、その下の

三角にありますとおり、高校生の海外留学につきましては、留学者数が伸び悩んでいる状況でございます。以上のようなことから、進捗評価はA、成果評価はBとされたところであります。

次に、②の「生涯学習」「生涯スポーツ」のさらなる推進であります。

進捗の状況であります。まず、最初の丸の生涯学習につきましては、市町村や社会教育団体等とも連携を図りまして、さまざまな分野で生涯学習の振興につながる施策を実施しております。また、おおむね計画どおり進めることができました。また、その下の丸、生涯スポーツにつきましても、「県民総合スポーツ祭」や「総合型地域スポーツクラブ推進事業」など、おおむね計画どおり進めることができいております。

なお、次の8ページになりますが、全国スポーツ・レクリエーション祭につきましても、成功裏に終了することができております。しかしながら、その下の2つの三角にありますとおり、県立学校開放講座のキャリアアップにつながる口座数及び県立学校体育施設開放事業における開放校数は、いずれも目標を下回っております。

これらの取り組みの成果としまして、生涯スポーツにつきましては、県民スポーツ祭の参加者数が約1万7,000人に対しまして、開催種目の継続的な普及、つまり地域のシンボリックなスポーツとしての定着につながる動きも見られるようになってきております。また、県内に19カ所設置されております総合型スポーツクラブのマネージャーの養成が進みますとともに、県民意識調査におきましても、週1回以上のスポーツをする人の割合が増加してきております。しかしながら、その下の三角にありますとおり、県立学校開放講座につきましては、講座数・受講者とも減少傾向となっております。

以上のようなことから、進捗評価・成果評価ともにBとされたところでございます。

最後に、③の文化・芸術・スポーツ等で秀でた人材の輩出強化であります。

進捗の状況ですが、1つ目の丸、民俗文化財の保護・継承につきましては、県内各地の保存団体や愛護少年団の活動などを通して取り組まれておりまして、これらの団体の活動に必要な衣装・用具の整備等に関する助成や少年団の交流事業などを実施いたしております。

1つ飛びまして、スポーツの分野における人材の輩出ということにつきましては、中学校と高等学校が連携してトップアスリートを継続して育成する事業を行っております。これら取り組みの成果としまして、民俗文化財関係につきましては、その保存継承とともに、愛護少年団同士の交流が進み、文化財保護に対する関心を高めることができました。しかしながら、その下の三角にありますとおり、トップアスリートの育成につきましては、全国レベルで安定して活躍する人材の育成が引き続きの課題となっております。

以上のようなことから、ここの③につきましては、進捗評価はA、成果評価はBとされたところであります。

なお、4にありますとおり、生涯学習につきましては、高等教育コンソーシアム等を通じて、大学の公開講座等と連携する方法を模索することが今後の課題であるとの外部評価委員の意見が付記されております。

説明は以上でございます。

○満行委員長 執行部の説明が終わっていませんが、ここで一旦休憩し、13時10分再開とします。

暫時休憩いたします。

午後0時8分休憩

午後1時8分再開

○満行委員長 委員会を再開いたします。

引き続き、全国高等学校総合文化祭推進室長の説明をお願いいたします。

○稲元高総文祭推進室長 常任委員会資料の9ページをお願いいたします。

8月1日から5日間にわたり開催されました「全国高総文祭みやぎき2010」の結果について御報告いたします。

まず、「1の参加者数等」であります。この大会は、例年約2万人の高校生が参加する10万人規模の大会と言われておりますけれども、1行目にありますとおり、宮崎大会は約2万人の高校生が参加した13万人規模の大会となりました。大会期間中は天候にも恵まれまして、唯一屋外で実施されますパレードでは、口蹄疫非常事態宣言の解除後の初の大型イベントということもあり、多くの県民の皆様方に御観覧や応援をしていただきました。

別冊でお配りしておりますけれども、写真が載っている資料をごらんください。この中では、あけていただきまして、左側の1ページに総合開会式の式典、企画交流等の様子が、右側の2ページになりますけれども、開催県発表の様子、あけていただきまして、3ページがパレードや沿道の様子でございます。右側の4ページから6ページにかけては、部門が24ございますけれども、その各部門の様子を載せております。そして、一番最後でございますけれども、7ページに、秋篠宮同妃両殿下並びに佳子内親王殿下のお成りの様子を掲載いたしております。詳しくは後ほどごらんいただきたいと思います。

次に、常任委員会資料にお戻りいただきまし

て、「2の大会成績」についてでございます。

県教育委員会といたしましては、これまで県の高等学校文化連盟と連携しまして、教員の指導力の強化や外部からの講師を招聘しての指導により、生徒のレベルアップに取り組んでまいりましたけれども、今回は、「協賛部門」や「交流会」における表彰も含めまして、10部門で9個人6団体が入賞しまして、過去最高の成績を残すことができました。

中でも、文化庁長官賞を「郷土芸能」と「将棋女子個人」の2つの部門で受賞しており、そのうち、2行目でございます郷土芸能部門の宮崎工業高校和太鼓部は、部門の代表といたしまして、8月28日、29日に東京の国立劇場で開催された「全国高総文祭 優秀校東京公演」に、28日でございますけれども、宮崎県としては初めての出場を果たしてくれました。

最後に、「3の経済波及効果」でございます。

全国高総文祭は、経済波及効果が例年10億円程度と言われておりますけれども、県統計調査課作成の産業連関分析表により算出しました結果、(2)の①「需要増加による経済波及効果」が、これは予算で物を購入したりして発生する効果でございますけれども、これが3億3,000万円、②「観光消費による経済波及効果」が8億8,000万円となりまして、合計で約12億1,000万円と推計しております。

大会開催期間中は県内各地に開催を待ちわびた国内外からの生徒たちが多数集まりまして、若さや明るさと内容のすばらしさで県民に元気や感動を与えてくれましたけれども、県内に大きな経済波及効果ももたらしてくれました。また、運営に携わった生徒たちを高く評価していただく声も多く、本県の魅力を発信し、本県の口蹄疫からの復興に貢献できる大会になったの

ではないかと考えております。今まで御支援・御協力をいただきました県議会を初め、県民の皆様、関係自治体や団体等の多くの皆様方に、この場をおかりしまして、お礼と感謝を申し上げます。報告とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○川崎スポーツ振興課長 スポーツ振興課の報告事項でございます。

資料の10ページをお開きください。

7月28日から8月20日まで、沖縄県を中心に開催されました全国高等学校総合体育大会の結果についてでございます。

まず、団体では、残念ながら優勝はございませんでしたが、男子剣道の高千穂高校、女子空手道の宮崎第一高校の第2位を初め、全体で7競技7種目が入賞を果たしました。

また、個人につきましては、陸上競技女子400メートルハードルで、宮崎商業高校の梅元里奈さんが、柔道男子66キログラム級で、延岡学園高校の橋口祐葵君が見事優勝に輝きました。そのほか、柔道競技の7種目、カヌー競技の9種目など、全体で7競技、延べ26種目に入賞を果たしております。

下の表の右側にありますように、団体・個人合わせまして33種目の入賞となりまして、ここ3年間の入賞数には及びませんでした。過去10年間では4番目の入賞数でありました。

次に、全国中学校体育大会の結果についてでございます。11ページをごらんください。

団体では、男子剣道の三股中学校が第2位入賞を果たしました。三股中学校の剣道は、男女で考えますと、6年連続で全国ベスト8以上の成績をおさめております。

個人では、陸上競技女子400メートルリレーの大宮中学校、男子剣道個人で三股中学校の田中

芳秀君の第2位など、全体では5競技9種目で入賞を果たしております。

過去の成績と比較いたしますと、団体競技で入賞は少なかったものの個人競技の入賞が多く、過去10年間では2番目の入賞数でありました。本年度は、口蹄疫の影響で対外試合が制限されるなど、条件的に厳しい状況の中ではございましたが、高等学校、中学校ともに、各学校の指導者の熱心な指導と生徒たちの頑張りがあり、よく健闘していただいたと考えております。これまで取り組んできました競技力向上推進校の指定やトップアスリート育成事業など、競技力向上対策が着実に実を結んできているものと受けとめております。今後とも、少年競技力の向上と各学校への支援に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○満行委員長 執行部の説明が終わりましたが、まず議案について質疑はありませんか。

○長友委員 それでは、高鍋農業高校の家畜導入事業についてお尋ねをいたします。

二度とやっぱり生徒がああいう経験をしてはならないということで、再開に当たっては万全を期すべきでありますけれども、まず、この農業高校の畜ふん処理というのはどういうふうになされたのか、お尋ねをしたいと思います。

○児玉学校政策課長 現在、堆肥舎のほうに積み上げまして、県の指導のもとに堆肥化の処理を進めているということであります。

○長友委員 それで、専門的な方がいらっしゃったらお願いしたいんですけども、ウイルスというのは、外側の殻と中のDNAでできているわけですけども、堆肥の60度以上の温度で不活化すると言われていたわけですけども、DNA自体は熱で壊れるようなものじゃないんですね。だから、何らかの原因でこれがまた活性

化して、そして細胞にでも取りつければ、それはすぐ増殖するわけですから、そういうことは起こらないかという懸念があるんですけども、どなたかその辺の見解がわかる人がおったらお願いしたいと思います。

じゃ、それはまたちょっと、どこかで調べてもらうことにして、次に、埋設地の考え方、次回、また起こるようなことがあったらどうするかということは、きちんと検討されているんでしょうか。

○児玉学校政策課長 次回の発生に備えての埋設場所であるとか、そういったものについては、まだ現在、そういうところまで手が回っていない状況でありまして、事後の処理等で今一生懸命やっているところであります。

○長友委員 だから、一般農家もそうでありませうけれども、再生の動きがもう始まっております。ところが、今高校のほうも観察牛の導入は行われているとは思いますが、それで大体安全の確保はできると思うんですけども、今後のことを考えると、消毒体制にしても、国のほうは水際作戦だってまだ変えてないわけですね。そこ辺の防疫体制だって、まだ大幅に変わったという話は聞いておりませんが、そうすると、今でも外国から入ってくる脅威にさらされるわけです。だから、今できることというのは、消毒体制等を本当にしっかりしておかないと大変なことになるわけで、特に学校教育でそれをやろうとしたときに、同じようなことになったらいけませんので、そこ辺の準備が大事だと思うんですけども、この消毒体制については、万全な体制を考えた上での再開ということになっているのかどうか、ちょっとその辺お願いしたいと思います。

○児玉学校政策課長 10年前に口蹄疫が発生い

たしましたけれども、それから今回の発生までの間、前回の発生を教訓にしてさまざまな取り組みをいたしました。実習用服を清潔にして取り組むとか、あるいは機械器具については、使った後はきれいに洗って清浄化に努めながら使っていくとか、あるいは牛舎や豚舎等の清掃を徹底するとか、そのような形で取り組みながらも、今回、このような口蹄疫が学校で発生することになったわけでありまして。県内で発生してから、学校の畜産課の職員は全員土日、休日等返上で一生懸命に取り組んだわけですが、それでも防ぐことができなかった。そういう意味で、消毒体制というのがまだ十分ではなかったのかなという具合に考えておりまして、今後、消毒のあり方、今回口蹄疫が発生して取り組んだような、こういった防疫体制というのを日常的にやっていくような取り組みをしていく必要があるというぐあいに考えておりまして、今、それについて検討を進めているところであります。

○長友委員 だから、農業高校の場合にしても、感染ルートの究明というか、これが徹底して国の調査も待たなくちゃいかんと思うし、県のほうの検討委員会もあるはずですから、それをしていただいて、それで本当にしっかりした体制を整えてやっていただくことを希望して終わりたいと思います。

○萩原委員 高鍋農業高校家畜導入のことについて、予算が3,121万と書いてありますが、牛の導入方法は、学校の先生が競りに行くのか、だれかにお願いして競り落とすのか。値段は最初から予算が決まっていると、45万ぐらいで買うつもりが、いや、実際は80万ぐらい出さんと買えなかったとかになるわけですね。だから、その辺の幅を十分に持った上の予算措置なのか。

その導入方法についてちょっと。

○福永財務福利課長 導入につきましては、競りで当然行うわけですがけれども、実習教師等がおりますので、その方と一緒に事務職員が行って購入をするということを考えております。

単価につきましては、それぞれ和牛、乳用牛とおりますけれども、県内の和牛につきましては、繁殖牛、育成牛とも優等賞クラスを買いたいと思っております。単価につきましては、一番優秀なということで、1頭当たり95万8,000円ぐらいを考えております。乳牛につきましては、北海道の十勝市場の優等クラスということで、北海道で主に買おうかなということで今考えております。

○萩原委員 その場合、例えば98万幾らとなりますよね。それを超したら、もう追いかけていかんよとか言われるわけですか。いや、あれはいい牛だから、100万超してもいいから買えという方向でいくのか。その辺の幅はあるんですか。

○福永財務福利課長 基本的にはそれ以上は出せないという計画でございまして、競りの手数料等もありますので、それも含めまして、115万円ぐらいまでは買えるかなというふうに思っております。

○宮原委員 同じく、前の委員会のときには、この家畜の導入については、同じ農業系の高校から譲り受けるような話を聞いていたんですが、今回、3,121万という非常にありがたいというふうには思うのですが、方向が変わったのはどういうことなんですか。

○児玉学校政策課長 前回、この場でもそのようにお答えいたしました。ほかの家畜を飼育している学校から借り入れる方法等も検討していきたいということでお答えいたしましたけれど

も、その後、県のほうで、こういった予算を立てて購入するという方向が出てまいりましたので、それについてはやっております。

○宮原委員 逆にいい牛が導入できるわけですから、ありがたいなというふうにも思いますし、別の学校からまた牛が動かないということであれば、そこの授業にも影響しないだろうということですから、大変いいことだなというふうに思っているんですが、ちょうどこの肉用牛だけで見ると、生後9カ月から11カ月、まだどっかかという子牛という関係になる年齢でありますから、成牛市とかの競りがあるんですよ。子牛もひっついて競りがあるんですよ。だから、やっぱり13カ月、14カ月で人口授精をさせてということになると、それから1年先でないと生まれません。そして、1年先でないと出荷できるまで育てられないということも考えられるわけですから、できればやはり優等クラスも非常にありがたいんですが、普通の、そんな高くない牛でも、そういう分娩を見させるとか、それから、ずっと出荷までのそういったのも授業としては非常に大事なことになるんじゃないかなというふうに思うので、やっぱりそういったところも予算が組まれていますから、その範囲内で何頭かはそういうような経産牛、今まで産んで、また妊娠しているような牛でも1～2頭でも導入したほうが、子供の教育のためにもなるんじゃないかなというふうに思うのですが、いかがなものでしょうか。

○児玉学校政策課長 現3年生につきましては、もう既に今までの1年、2年の間で、そのような体験等をずっとしてきているというぐあいに思います。したがって、現1年生とか2年生、こういった子供たちに、今後導入する牛でそういった体験等をしていけばいいのではない

かなというぐあいには考えているところであり
ます。

○満行委員長 その他で質疑はありませんか。

○松田委員 2点お伺いします。

公立校のLANの普及に関して1点、それから
小中学校の35人学級のことに
関して1点お伺いいたします。

1点目、校内情報通信網というんですか、無線LANの普及率が宮崎県はワースト3位だ
という報告が先日新聞紙上でなされました。この
記事についてお教えいただきたい
と思います。補足して申し上げますと、校内LANの整備率が全国平均が81%、対して宮崎県が全国47都道府県、45位で60.6%だということ
で、それは財政的なものが背後にある
んでしょうけれども、ただ国のほうでは、デジタル教科書等推進する
上で無線LANの普及は大事であるというふう
に位置づけておりますが、宮崎県はこれをどの
ようにとらえて、どのように対応していかれる
のか、お教えてください。

○福永財務福利課長 LANを結ぶ前に、パソコンをそれぞれ先生たちに設置する
ということがまず必要でございます。そういった意味で、全教職員にパソコンを導入しよう
ということ
でやっておりますけれども、今まではリースでや
ろうということ
で考えておりましたけれども、購入の資金が経済対策でできましたので、全教職員に昨年度購入をしたところ
でございまして、LANにつきま
しては、まだ今から考えてい
かなくちゃいけないというふう
に考えております。以上でござ
います。

○松田委員 じゃ、まず機器が固まって、その次、2段階としてLANのほうを考
えるという
ことでとらえていいですね。

○福永財務福利課長 このLANにつきま
して

も、現在、我々が使っております
市内LAN、それが活用できるか
どうか、そこ辺も含めまして、
情報政策課と協議しながら進
めてまいりたいと思っております。

○松田委員 ぜひ推進のほうをよ
ろしく願
います。

次にいきます。中央教育審議会が小中学校の
少人数制、特に小学校の低年齢層は30人学級、
小中学校とも35人学級がふさわしいという答
弁を出され、その背後には、財政的措置が必要
だ
ということ
で答弁をされたということ
なんです
が、これを受けて、このような流れになっ
ていくと
すると、宮崎県はどれぐらい教員が必要に
なるのか、
どういったことが教育委員会として
取り組む課題になるのか、お教えをいた
だきたい
と思います。

○阿南教職員課長 35人学級を実施した
場合は、
教職員が401名の増加ということ
になります。

○松田委員 その教員の採用に
関して、
まず県
内でさまざまな考え方があ
って、
教員採用権の移譲ということもこの
委員
会で何回か出
ましたが、各市町村というの
は無理
でしょうから、せ
つ
か
く教育委員会が教育事務所を3つに
まと
められ
ました
よね。その3つの教育事務所
ごと
での採用は、可能性としてど
んな
ものであ
ろうか、
お教え
いただけ
ますか。

○阿南教職員課長 採用は一元的
に行っ
ており
ます
ので、その地区別に3教育事務
所の
範囲
内に分けて採用試験を行うとい
うこ
とは考
えて
おり
ませ
ん。試験問題もそれぞれつく
るこ
とに
なり
ます
し、
それ
ぞ
れの
地
域
で
ど
れ
ほ
ど
の
応
募
者
が
い
る
か
と
い
う
こ
と
も
あ
り
ま
す
の
で、
県
内
均
一
の
教
育
水
準
を
保
つ
と
い
う
意
味
か
ら、
一
元
的
に
試
験
は
行
い
た
い
と
い
う
ふ
う
に
考
え
て
お
り
ま
す。

○松田委員 それは当然なん
でし
ょう
が、
県北、

県央、県西、それぞれにやはり権限移譲を求める声もぼちぼちこれからも上がってくると思いますが、その検討もよろしくお願ひしたいということで、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○満行委員長 以上で終わります。御苦労さまでした。

それでは暫時休憩いたします。

午後1時35分休憩

午後1時44分再開

○満行委員長 それでは委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案について局長並びに関係課長の説明を求めます。なお、委員の質疑は、執行部説明がすべて終了した後にお願ひいたします。

○瀆砂企業局長 企業局でございます。

それでは、説明に入らせていただきます。

お手元に配付しております文教警察企業常任委員会資料の、めくっていただきまして目次がございます。表紙の裏です。目次をごらんください。

今回御審議いただきます議案は、1に掲げておりますが、議案第3号「平成22年度宮崎県公営企業会計（電気事業）補正予算（第1号）」の1件でございます。

また、提出報告書といたしまして、次の2に掲げておりますが、「平成21年度宮崎県公営企業会計（電気事業）継続費精算報告書」の1件がございます。

それから、3にありますけれども、その他の報告事項といたしまして、「宮崎県企業局経営ビジョン（第3期経営基本計画）の成果と課題について」、それから「一ツ瀬川県民ゴルフ場にお

ける口蹄疫復興応援について」、そして「一ツ瀬川県民ゴルフ場開業20周年記念コンペの開催について」の3件を説明させていただきます。

このうち、私のほうからは、1の電気事業会計の補正予算の概要につきまして御説明申し上げます。その右の資料の1ページでございます。

まず、「1 補正の理由」でございますけれども、口蹄疫からの再生復興に、企業局といたしましても、積極的に貢献していくということから、企業局「口蹄疫復興中小企業応援ファンド」支援事業といたしまして、商工観光労働部が今回新たに創設いたします中小企業を支援するためのファンドの原資として、一般会計で無利子の貸付を行うことといたしまして、貸付金の増額補正をお願いするものでございます。この無利子につきましては、企業局といたしましては、実質的に今回初めてということでございます。毎年当初予算で一般会計貸付しておりますが、これは0.1%という低利でございますけれども、一応有利子でやっております。無利子は今回初めてでございます。

次に、「2 補正額」でございますけれども、「(1) 資本的収入及び支出」の表の一番左でございます。科目の欄の中ほどに「貸付金」というのがございますけれども、ここにありまして、20億円をお願いしております。

この結果、一番下の「収支残」の補正予定額20億円が新たに不足するということになりますけれども、既決予定額の16億1,814万4,000円の不足額と同様に、過年度分損益勘定留保資金等で補てんすることとしております。

私のほうからは以上でございますが、引き続き担当課長及び経営企画監から説明させますので、よろしく御審議のほどお願ひいたします。

○吉田総務課長 続きまして私のほうから、企

業局「口蹄疫復興中小企業応援ファンド」支援事業及び継続費精算の2件について御説明いたします。委員会資料の2ページをお開きください。

支援事業の目的、概要でございますが、先ほど局長が御説明いたしましたように、口蹄疫により甚大な影響を受けた県内の経済や、県民生活の再生復興対策を支援するため、企業局の資金を一般会計に貸し付け、県民福祉の向上に寄与しようとするものであります。具体的には、新たに創設される中小企業応援ファンドの原資といたしまして、20億円を無利子で、平成22年度から27年度までの間の5年間貸し付けるものでございます。この20億円につきましては、電気事業の過年度損益勘定留保資金から、今後5年間の改良工事や企業債の償還などの支出予定額を差し引きました残額を充てることとしております。

下の（参考）をごらんください。

ファンドの概要ということになります。図の左のほうなんです。中小企業基盤整備機構が無利子で200億円県に貸し付けます。私ども企業局が同じく20億円を無利子で県に貸し付けるということになります。県が、宮崎県産業支援財団に220億円、それから、上のほうであります。金融機関が全部で30億ということで、これは有利子ですけれども、貸付を行うということでファンドを創設いたします。この運用益によりまして、そこに書いてあります事業例ですけれども、プレミアム商品券の発行支援、それから地域活性化イベントの支援、観光復興キャンペーンの支援などの事業に対して、その運用益で助成を行うということでございます。「口蹄疫復興中小企業応援ファンド」支援事業については以上でございます。

次に、「平成22年9月定例県議会提出報告書」関係でございます。

これは、地方公営企業法施行令第18条の2第2項によります。平成21年度宮崎県公営企業会計の電気事業に係る継続費の精算報告であります。まず、工事の概要について委員会資料で御説明いたしたいと思っております。3ページをお願いします。

綾第二発電所は、昭和33年に運用を開始いたしました。50年が経過いたしましたため、平成20年度に継続費を設定いたしました。主要変圧器と屋外遮断器の取替工事を実施いたしました。工事費は、実績額のところでございますけれども、主要変圧器が合計1億7,640万円、屋外遮断器が合計5,049万4,000円でございます。工事契約期間は、それぞれそこに書いてあるとおりでございます。21年度末には工事は完了しております。写真につきましては、取替後の主要変圧器、屋外遮断器でございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。

立花発電所の水車発電機の改良工事でございます。立花発電所は、昭和38年に運用開始して以来、45年が経過したため、水車及び発電機の改良工事を実施いたしました。工事費は、これも実績額のところですが、3億9,244万2,000円、工事期間は記載のとおりでございます。これも21年度末に工事は完了しております。写真は、工事の状況や完成後の発電機の状況でございます。

それでは、続きまして、お手元の「平成22年9月定例県議会提出報告書」の7ページをお開きください。青色インデックスで「別紙3」と表示しているところでございます。

この7ページは、先ほど御説明しました3件の工事の機器撤去費用をあらわしたものでござ

います。それぞれの工事の欄の3段目に計が書いてありますけれども、その計を右にちょっと書いていただきまして、実績のところの支払い義務発生額というのがあります。綾第二発電所の主要変圧器取替工事でいきますと、651万7,056円ということでございますが、このそれぞれ3段目が実績額ということになります。それを今度は右に書いていただきまして、比較のところ、「年割額と支払義務発生額の差」というのがありますけれども、この中で、綾第二発電所1・2号機主要変圧器取替工事は、計画額が1,991万に対しまして、差額が1,339万9,000円と大きな額が出ております。また、立花発電所の水車発電機改良工事につきましても、計画額1,972万7,000円に対しまして、差額が1,284万649円と出ておりますが、これは、当初撤去した機器を廃棄物として処理する予定であったんですけども、これを業者さんに払い下げるということにしたため、廃棄に要する経費が減額となったためでございます。

続きまして、8ページをお願いします。このページは、同じく3件工事の機器据付費用になります。同じように見ていただければと思いますが、この中でも、綾第二発電所の1・2号機主要変圧器取替工事ですが、こちらにつきましても、計の比較の欄ですが、7,906万4,056円ということで、計画額よりも大幅な減となっておりますが、これは入札の結果によるものでございます。

私からの説明は以上でございます。

○新穂経営企画監 その他報告事項であります。委員会資料5ページをごらんください。

私のほうからは、最初に、「企業局経営ビジョン」の成果と課題について御報告いたします。

企業局では、経営の指針となる「経営ビジョ

ン」を作成しまして、事業を運営しているところでありますが、平成17年度から21年度までの「第3期経営基本計画」が終了したことから、5年間の成果と今後の課題について取りまとめをしたところです。

このうち、主なものにつきまして、5ページの表に示しております。表の見方としましては、左の列に5年間の目標となる「めざす姿」を、右の列にその主な成果を、そして、下のほうに課題を記載しております。なお、委員会資料とは別に、「参考」であります。現在の「宮崎県企業局経営ビジョン（第4期経営基本計画）」をお配りしております。これにつきましては、後ほどごらんいただきたいというふうに思います。

5ページの表に戻っていただきまして、まず初めに、(1) 共通事項であります。各事業共通の「めざす姿」としまして、1つ目に「健全経営の推進」を掲げておりましたが、経費削減などに努めた結果、計画期間中の年平均純利益は、電気事業6億7,000万円、工業用水道事業6,300万円、地域振興事業600万円となり、3事業とも、毎年度の純利益を確保することができました。また、組織の再編など業務の効率化に努めた結果、職員数は平成16年度から26名の減となっております。

2つ目の「地域貢献の充実」につきましては、一般会計への財政貢献としまして、平成18年度から地域振興貸付金、平成19年度から「新みやぎ創造」支援事業貸付金を開始しまして、平成21年度までの貸付総額は、21億円となっております。

また、平成18年度から開始した「緑のダム造成事業」では、これまでに167.2ヘクタールの未植栽地等を購入し、植林等により、安定的な水

の供給確保や環境保全を行うとともに、植林・育林作業において、地元雇用の拡大などにより、地域貢献を行うことができました。

次に、(2)の電気事業であります。

めざす姿として、1つ目に「経営基盤の強化」を掲げておりましたが、減価償却費などコストの削減に努め、平成21年度の発電原価は、41億6,500万円となり、平成16年度と比べて7.5%削減することができました。

2つ目の「地域貢献の積極的推進」につきましては、土地改良区が所有する農業用水等を利用した小水力発電の開発可能性調査を13地点で実施しました。

また、「一ツ瀬川及び小丸川上流域森林保全機構」に総額で7,500万円を負担しまして、森林整備等による濁水抑止や国土保全など地域の環境保全に貢献をしました。

3つ目の「再生可能エネルギーの活用」につきましては、小水力可能性調査を4地点、マイクロ水力発電可能性調査を3地点で実施しております。また、太陽光発電可能性調査を3地点で実施するとともに、平成21年度には、日向市にあります工業用水道施設配水池に30キロワットの太陽光発電設備を設置したところです。

なお、電気事業の課題としましては、引き続き経営効率化を継続するとともに、電力の安定供給を維持すること、また新エネルギーへの積極的な取り組みを行うとともに、水力の未開発地点の調査を継続する必要があると考えています。

続きまして、(3)工業用水道事業であります。

「めざす姿」として、1つ目に「工業用水の安定供給」を掲げておりましたが、平成17年度から21年度にかけて、施設の健全度及び耐震調査を行い、その結果に基づき、平成20年度から

計画的に耐震補強工事を行っているところです。

2つ目の「低廉な料金の維持」につきましては、1立方メートル当たり10円40銭という、全国的にも低廉な料金を維持するとともに、平成20年度からは未達料金を1立方メートル当たり6円から4円50銭に引き下げたところです。

なお、工業用水道事業の課題としましては、設備の状況の的確な把握と適正な維持管理に取り組むこと、また、低廉な料金を維持していく必要があると考えています。

最後に、(4)の地域振興事業であります。

めざす姿として、1つ目に「県民の健康づくりに貢献」することを掲げておりましたが、平成17年度から80歳以上の方を対象としたスーパーシニア料金を創設するなど、低廉な料金メニューの設定やサービスの向上に努めました。

この結果、5年間の利用者は、19万人を超えるなど一定の成果を得ることができました。

2つ目の「経営の健全化」につきましては、計画期間中のすべての年度で黒字を達成し、平成21年度の累積欠損金は、約2,700万円となり、平成16年度と比較して約3,100万円縮減しました。

また、平成18年度から指定管理者制度を導入しまして、管理運営の効率化を図ったところです。

3つ目の「地域への貢献」につきましては、地元からの雇用や地場産品の購入等によりまして、地元への経済効果は、年間5,000万円を超えているところです。

なお、地域振興事業の課題としましては、良好なコース管理やサービスの向上に努め、利用者数の拡大を図ること、また、累積欠損金の早期解消を図る必要があると考えております。

「企業局経営ビジョン」の成果と課題につき

ましては、以上であります。

続いて、「一ツ瀬川県民ゴルフ場」の関係で、2件御報告いたします。

まず、資料の6ページをお開きください。

「一ツ瀬川県民ゴルフ場における口蹄疫復興応援について」であります。

ゴルフ場の特徴を生かした取り組みとしまして、各ホールに「応援ロゴマーク」の入ったピンフラッグを使用してメッセージ発信を行うほか、オリジナルの「応援ボール」を製作しまして、サービスセンターで販売することとしております。なお、売上金につきましては、全額を口蹄疫の義援金として寄附するということとしております。

また、サービスセンター前に「がんばろう宮崎！」ののぼりを立てるとともに、レストランでは期間限定メニューとして「宮崎和牛サイコロステーキ」を提供することとしております。

そのほか、コンペ賞品などに積極的に地元産品を活用するなど、復興支援を行っていくこととしております。

次に、お手元に別途配付しておりますチラシをごらんください。20周年記念コンペのチラシでございますが、4月の常任委員会資料の当初予算で御説明しました「ゴルフ場開業20周年記念コンペ」の開催についてであります。チラシの中ほどにありますように、10月31日と12月5日に記念コンペを実施することとしました。

10月の「ひとつせペアゴルフマッチ」は、親子や夫婦などのペアで競技をするもので、ゲーム的な要素を取り入れたものとしております。

また、12月の「企業局オープンカップ」は、だれでも自由に参加できるものとなっております。

なお、10月の「ひとつせペアゴルフマッチ」

につきましては、9月1日から受け付けを開始したところでありますが、大変好評をいただきまして、早々に満杯となったところであります。どちらのコンペも賞品・参加賞につきましては、宮崎県産品を中心に、地元貢献に配慮したものを用意することとしております。

私の説明は以上であります。

○満行委員長 執行部の説明は終わりました。

まず、議案について質疑はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○満行委員長 その他の報告事項について質疑はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○満行委員長 「その他」ではありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○満行委員長 それでは、何も無いようですので、以上をもちまして企業局を終了させていただきます。御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時5分休憩

午後2時7分再開

○満行委員長 それでは委員会を再開いたします。

ここで委員の皆様にご相談があります。通常であれば、委員長報告骨子につきましては、採決後に協議していただくとなっておりますが、今議会では、各常任委員会ごとに口蹄疫に関する提言・要望についても取りまとめることとなっております。また、あす2時から国体壮行会もありまして、私に出席要請がありますので、日程的に余裕がありませんから、委員長報告骨子及び口蹄疫に関する提言について、引き続きこ

の場で協議をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○満行委員長 それでは、まず委員長報告の項目として、特に御要望はございませんでしょうか。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 8 分休憩

午後 2 時 9 分再開

○満行委員長 委員会を再開いたします。

それではお諮りいたします。

委員長報告につきましては、正副委員長に御一任ということで御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○満行委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、口蹄疫に関する県議会からの提言・要望についてであります。

文教警察企業常任委員会の提言・要望として御意見等はございませんでしょうか。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 9 分休憩

午後 2 時 18 分再開

○満行委員長 委員会を再開いたします。

それではお諮りいたしますが、文教警察企業常任委員会の提言・要望につきましては、ただいまの御意見をまとめて報告とすることで、正副委員長一任ということでさせていただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○満行委員長 では、そのようにさせていただきます。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 18 分休憩

午後 2 時 19 分再開

○満行委員長 それでは委員会を再開いたします。

まず採決についてですが、委員会日程の最終日に行うことになっておりますので、あす 17 日に行いたいと思います。開会時刻は 13 時 20 分といたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○満行委員長 それではそのように決定いたします。

そのほか何かありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○満行委員長 なければ、以上で本日の委員会を終了いたします。

午後 2 時 19 分散会

平成22年9月17日（金曜日）

午後1時21分再開

出席委員（7人）

委員	長	満	行	潤	一
副委員	長	黒	木	正	一
委員		萩	原	耕	三
委員		中	野	一	則
委員		宮	原	義	久
委員		松	田	勝	則
委員		長	友	安	弘

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

事務局職員出席者

政策調査課主幹	坂	元	修	一
議事課主幹	阿	萬	慎	治

○満行委員長 それでは委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。

採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか。一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○満行委員長 それでは一括して採決いたします。

議案第1号、第3号及び第12号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○満行委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号、第3号及び第12号につきましては、原案のとおり、可決すべきものと決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、引き続き、閉会中の継続審査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○満行委員長 御異議ありませんので、この旨、議長に申し出ることといたします。

暫時休憩いたします。

午後1時22分休憩

午後1時23分再開

○満行委員長 委員会を再開いたします。

その他何かありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○満行委員長 何もないようですので、以上で委員会を終了いたします。

午後1時23分閉会